

令和8年度

公園整備事業

東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)

仕様書

施 工 場 所 東広島市西条町田口

特 約 事 項

受注者は、工事施工業者の社会的責任において信義、誠実に施工するとともに次の事項について十分遵守すること。

1. 本工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。また、関係法令等に基づく関係官公署等への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。
2. 本工事契約期間中も東広島運動公園第二多目的グラウンド以外の施設は使用するため、工事中に発生する騒音・振動等については施設管理者と十分協議のもと了解を得たうえで、施設運営・行事等に支障のないよう工程の調整に努めること。また、停電を伴う作業については、あらかじめ施設所管課と協議した後、日時を決定すること。
3. 仮囲い等の仮設物の設置に関しては、施設利用者、工事車両、通行車両、通行人等への安全確保を最優先に施設管理者及び監督職員と十分協議の上、安全対策に万全を期して行うこと。
4. 現場作業時間は、原則 8:30～17:00 とする。ただし、現場条件及び工程の進捗状況等により監督職員の了承が得られた場合はこの限りではない。
5. 交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後規制を要する日から合計 60 人を見込んでいる。また、施設利用者と大型車両が交差する場所には適宜交通誘導警備員を配置し安全対策に万全を期すること。ただし、現場条件の変更等により交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。
6. 現場着手に先立ち、施工計画（工程計画・品質管理計画・仮設計画・安全管理計画等）作成のための現地調査等を十分に行うこと。なお調査に際しては施設管理者と調査方法・日時等を協議し施設利用に支障のないように行うこと。
7. 近隣から苦情等が発生した場合は誠実に対応すると共に監督職員と十分協議の上受注者の責任において処理すること。
8. 万一、工事が原因で近隣及び公共施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償すること。
9. 工事が原因で関係者及び近隣住民等への日常生活に影響を及ぼす恐れのある次の事

項などに十分留意し、看板の設置等による工事内容の事前周知及び関係者への説明・協議を行い工事の進捗を図ること。

- ・騒音、振動、防塵、電波障害等
 - ・工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め
 - ・工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保
 - ・公共施設などに影響を及ぼした場合の復旧
10. 本工事に支障ある埋設物及び障害物などの処理は、監督職員の指示に従い施工すること。
 11. 工事車両が敷地から道路に出る際には、道路に土砂等を出さないよう、十分留意すること。また、道路に土砂等が出た場合は、適宜清掃を行うこと。
 12. 本工事は、東広島市建設工事執行規則（平成 10 年東広島市規則第 4 号）第 41 条第 7 項の規定により中間検査を行う。中間検査の時期は、構造躯体の配筋の状況が確認できる工事中又は完了時とし、予定時期を施工計画書に明示し、実施日時については監督職員と協議して決定する。
 13. 工事目的物及び工事材料を建設工事保険等に附すること。保険契約締結後は速やかに証券等の写しを提出すること。
 - ①期間は現場作業着手日から工期末日までとする。

ただし、受注工事毎に附する保険の場合ではなく、受注者が一定の期間内に受注する工事全体に対する保険の場合で、工期途中で保険契約満了日を迎える場合は、新契約の証券等の写しを提出すること。
 - ②保険は請負額相当額に対し附すること。
 14. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - ① 受注者は、建設工事請負契約約款第 47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - ② 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。
 15. 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。
 16. 東広島運動公園第二多目的グラウンドは、令和 8 年 8 月から令和 9 年 3 月末の施設利

用を中止するが、グラウンド周辺の園路や駐車場の利用は中止しない。従い、園路等の利用制限が生じる作業は、施設利用者の少ない平日に実施することとし、あらかじめ施設管理者と打合せのうえ、監督職員の上の了承を得ること。

17. 東広島運動公園第二多目的グラウンドの表層は真砂土舗装で構成されている。ついては、工事で生じる土砂等が表層に混入しないようにすること。また、工事完了後に重機等の通行によりグラウンド表層が乱れた箇所の整地を行うこと。
18. 東広島運動公園敷地内は、東広島市受動喫煙の防止に関する条例により、受動喫煙防止区域と指定されているため、敷地内での喫煙は不可である。
19. 本工事は、週休2日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領（営繕工事）（令和7年12月1日改正）」に従うこと。
20. 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積）の最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地または建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離

（名称） 大地リサイクルセンター

（所在地） 〒739-0032
東広島市西条町大沢字檜ノ村松坂山 10175-89

（運搬距離） 約 7.3 km
21. 工事着工に先立ち、資材調達見込みについて発注者へ報告し、発注者と協議のうえ、全体あるいは関連する一団の工事について工事継続が可能であると判断されたのちに工事着工すること。
22. 次の各号の場合において、工事着手前に工事を一時中止する場合がある（後日、一時中止に伴い工期延期する場合もある）。この場合、工事の一時中止（及び工期延期）に伴う請負代金額の変更等を行わない。（工事着手後の一時中止（及び工期延期）についてはこの限りではない。）
 - 1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等、本工事と密接に関連する他の工事（以下「関連他工事」という）の入札不調が発生した場合
 - 2) 関連他工事において工事一時中止した場合
 - 3) 21の協議により工事継続が不可能と判断された場合

特記仕様書

主任技術者又は監理技術者の配置等

1 主任技術者又は監理技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される主任技術者又は監理技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

- (1) 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事用地等の確保が未完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- (4) 工事完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間

2 主任技術者又は監理技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任技術者又は監理技術者の変更ができるものとする。

- (1) 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期を経過したとき。
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

特記仕様書

<現場代理人の常駐義務の緩和>

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,500万円(建築一式工事にあつては、9,000万円)未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

<現場代理人の兼務>

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日(東広島市の休日を定める条例(平成元年東広島市条例第6号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日以前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日以前の町の区域とする。

建設副産物の取り扱いに関する特記仕様書

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³

以上の工事を対象とする。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - (2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地

- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

工事中情報共有システムに関する特記仕様書

1 工事中情報共有システム（発注者指定型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（発注者指定型）である。
- (2) 工事中情報共有システムの利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領（建築工事）」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD 製図基準（国土交通省）」および「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4.検査」は適用しない。
- 4) 検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

令和8年度 公園整備事業
東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
【電気設備図】								
A-00	表紙、目次	—						
A-01	建築工事特記仕様書(1)	—						
A-02	建築工事特記仕様書(2)	—						
A-03	案内図、配置図	1/1000, 1/5000						
A-04	照明柱姿図	1/60						
A-05	各照明柱姿図	1/100						
A-06	照明柱 基礎詳細図	1/30, 1/50						
A-07	基礎図 (1)	1/50						
A-08	基礎図 (2)	1/50						
A-09	基礎図 (3)	1/50						
A-10	基礎図 (4)	1/50						
A-11	基礎図 (5)	1/50						
A-12	部分詳細図	1/10, 1/50, 1/700						
A-13	仮設計画図(参考図)	1/500						
A-14	夜間照明配線図(参考図)	1/500						
A-15	弱電設備配線図(参考図)	1/500						
S-01	建築工事特記仕様書(構造関係(1))	—						
S-02	建築工事特記仕様書(構造関係(2))	—						
S-03	構造標準図	—						
S-04	ボーリング柱状図	—						

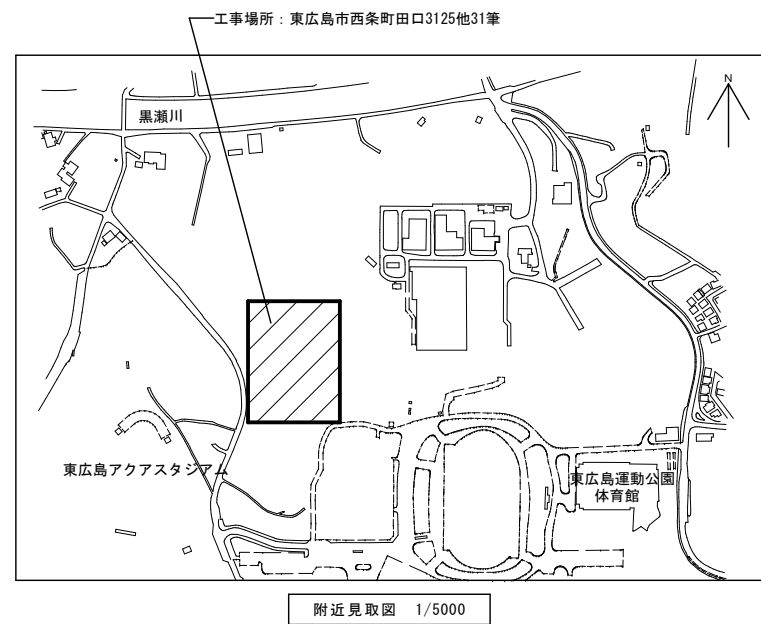
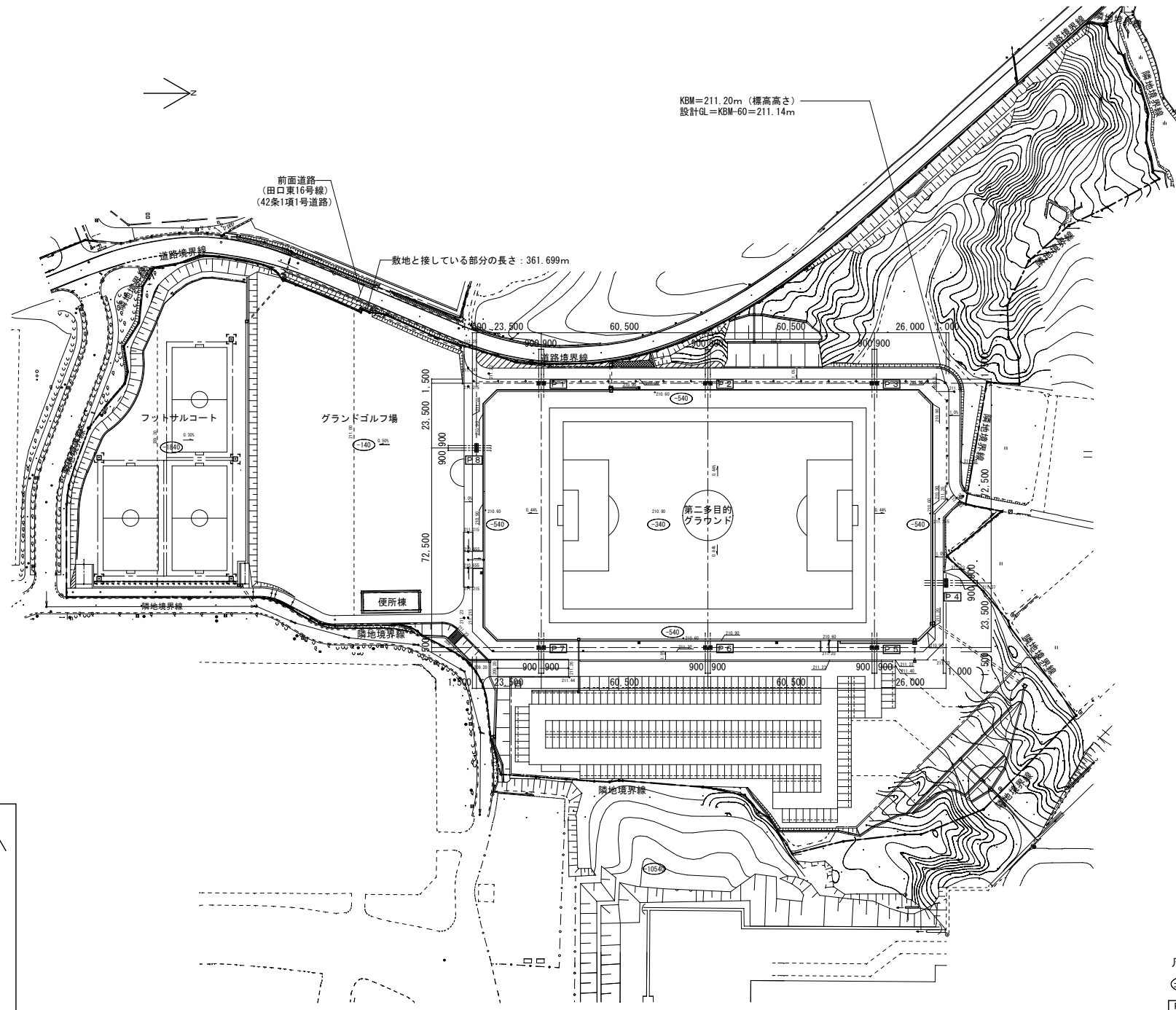
I. 工事概要等	1. 工事名称 : 令和8年度公園整備事業	2. 工事場所 : 東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	3. 敷地面積 : 14,780㎡	4. 構造規模 : -	5. 工事種目 : 建築工事	6. 別途工事 : () ・ なし ()	7. 調査資料について 本工事は工事中及び完成後、次の調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。 (1) 公共事業労働費調査(工事中に実施(調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等)) (2) 本工事は契約不適合の責任を明確にするため、受注者の立会のもと不適合調査(発注者作成)に沿って検査を行うため発注者から連絡があれば対応すること。 ○引渡し後 概ね1年目後 ○引渡し後 概ね2年目後(設備機本体等は除く) ○公共建築物本材料用率別調査票(工事中に実施(調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等))	8. 公共災害防止措置 (1) 工事に際し工事関係者以外の第三者の生命・身体及び財産の危害並びに迷惑を防止するために必要な措置を執ること。 (2) 上記について、建設工事公共災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け改正国土交通省告示496号)に基づき実施すること。 (3) 掘削作業前には、必ず既存の設備図面や施設の改修履歴等を確認し、配線・配管の有無を確認すること。また、掘削作業時は、必要に応じて、設備業者に立会を依頼すること。 工事に際し隣接建築物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧を行うこと。	9. 主要資材 (1) この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く)を第三者に請負せようとする場合は、原則として東広島市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2) 主要資材を購入しようとする場合は、極力東広島市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名前所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。 (3) 当該工事に使用する砂については、海砂(県外産を含む)を使用しないこと。	⑤ 環境への配慮 (1. 4. 1) 化学物質を開放させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、繊維材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは又は③に該当する材料を指す。 ホルムアルデヒド放散量 規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第10号)に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に調達するよう努めるものとする。	8 化学物質の濃度測定 (1. 5. 10) 測定対象及び測定箇所数は図示による。 1) ホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指標値以下であることを確認し、監督職員に報告する。 パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。 ①30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(送り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 ②5時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、送り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。 ③測定 イ ②の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数1回とし、複数回の測定は不要とする。 ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること。 2) 木材の防霉・防蟻処理剤は、クロルピリス、ダイアノジシ及びフェノカルブを含有しない薬剤とし、加圧防霉・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する。 3) 保温材、断熱材、繊維材については、ホルムアルデヒドを発生しないか発散が極めて少ないF☆☆☆☆等級のものとする 4) 塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないF☆☆☆☆等級のものとする。 5) 屋内に面して用いる材料は、上記2)～4)に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、1)の規定を満たすこと。 ⑥ 2)の工事中写真 水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から検査・確認する事が出来ない部分、及びびその他監督職員が指示する箇所は、適切に写真等を整備するものとする。 ⑦ 3)完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向、主要箇所、主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※電子ファイル(PDF形式)により、0Dに含めて提出 (4)その他の写真 隣接建築物等に損傷のおそれがある場合は、施工前・施工後の写真を監督職員の指示により提出するものとする。 (5)保管 工事写真のデータ等は、受注者において工事完成後3年間保管すること。	⑨ 設計GL 20 耐荷重及び耐外力 ⑦ 検査記録 ⑧ コンクリートの試験 (6. 9. 1~6) 23 工事区分 ※図示による ・ () 外壁ALCパネル工事、外壁押出成形セメント板工事、合成高分子系ルーフィングシート防水工事(機械的固定工法)、外壁石取付け(乾式工法)工事、屋根葺き(長尺金属板、折板、粘土瓦)工事、アルミニウム製木工工事、ガラスブロック積み工事において、施工計画書により工法を定める際の、建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 風圧力 風速 $V_0 = \dots$ 地表粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV 積雪荷重 平成12年5月31日 建設省告示第1455号における区域 別表 ()	2 仮設工事 ① 足場その他 ② 監督職員事務所等 ③ 工事用水 ④ 工事用電力 ⑤ 仮囲い等の安全施設 ⑥ 工事現場の表示 ⑦ 交通誘導警備員 ⑧ 快適トイレ設置工事 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり設置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ※ 設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による。 (2. 3. 1) 構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる(※有償 ・ 無償) 構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる(※有償 ・ 無償) 別紙設計図による 現場の見やすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板(900mm×600mm) ・ 工事概要等の説明看板(900mm×600mm) 仕様等の詳細は仕様課HPの「現場掲示板について」を参照のこと。 ※配置する ・ 本業種が付帯の場合は、元請業種で配置する ・ 別途工事で配置する(工事名) ・ ※大型車両進入時 ()人/日 ・ 常時配置 ()人/日 ○現場作業期間 (1)人/日 現場説明書による。																																																																																																																																									
	II. 建築工事仕様	1. 共通仕様 (1) 図面に及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(以下「標準仕様書」という。)による。 図面、本特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(以下「改修標準仕様書」という。)による。 (2) 建築基準法に基づく完了検査(中間検査含む)が必要な工事の場合、受注者は完了検査(中間検査含む)時に官公署(建築主事等)が求める検査に必要な書類(報告書)等を用意する。	2. 特記仕様 (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と ※印のついた場合は共に適用する。 (3) 項目に記載の()の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 ()内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 関係法令(条例を含む)の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議する。 (5) 材料及び製造所等の記載は順不同である。	7 技能士 (1. 5. 2) 技能士においては、積極的な活用を図ること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋施工</td> <td>鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>型枠施工</td> <td>型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート任選施工</td> <td>コンクリート任選工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック</td> <td>とび</td> <td>とび作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック建築</td> <td>コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td>ALCパネル工事</td> <td>ユー-エルシーパネル施工</td> <td>ユー-エルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>防水施工</td> <td>アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートーチ工法 FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>石材施工</td> <td>石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>タイル張り</td> <td>タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>建築大工</td> <td>大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びといた工事</td> <td>建築板金</td> <td>内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>内装仕上施工</td> <td>鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築板金</td> <td>内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>左官</td> <td>左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>サッシ施工</td> <td>ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動ドア施工</td> <td>自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>ガラス用フィルム施工</td> <td>建築フィルム作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>カーテンウォール施工</td> <td>金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>塗装</td> <td>建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>内装仕上施工</td> <td>プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ作業 ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>壁装作業</td> </tr> <tr> <td>排水工事</td> <td>配管</td> <td>建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>路面表示施工</td> <td>溶剤ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>造園</td> <td>造園工事作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	とび作業	鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立て作業	コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業		コンクリート任選施工	コンクリート任選工事作業	鉄骨工事			コンクリートブロック	とび	とび作業		ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	ALCパネル工事	ユー-エルシーパネル施工	ユー-エルシーパネル工事作業	防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートーチ工法 FRP防水工事作業	石工事	石材施工	石張り作業	タイル工事	タイル張り	タイル張り作業	木工事	建築大工	大工工事作業	屋根及びといた工事	建築板金	内外装板金作業	金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業		建築板金	内外装板金作業	左官工事	左官	左官作業	建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	ガラス工事作業		自動ドア施工	自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業		カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業		サッシ施工	ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	ガラス工事作業	塗装工事	塗装	建築塗装作業	内装工事	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ作業 ボード仕上げ工事作業		表装	壁装作業	排水工事	配管	建築配管作業	舗装工事	路面表示施工	溶剤ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業	植栽工事	造園	造園工事作業	11 電子納品 電子納品対象工事とし、「電子納品・電子検査事前チェックシート(営繕工事用)」により監督職員と事前に協議した対象書類について、電子媒体により提出する。電子成果品の作成については「営繕工事電子納品要領」による。 【提出部数】2部 (本業種が付帯の場合は、元請業種へ技術資料等を提供する。)	③ 工事中情報共有システム (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム(http://shotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html) (3) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という)との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 (4) 受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合、協力しなければならない。	③ 施工図及び施工計画書 (1. 2. 2. 3) (施工範囲) ※図示 提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る著作権は、発注者に帰属するものとする。	④ 設備工事との取組 (施工範囲) ※図示 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、当該工事について、同条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する。 ・労働安全衛生法第15条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは、本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」(任意様式)を提出すること。	⑥ 工程報告 別紙様式による隔間別工事工程報告書を毎月1回提出すること。 17 保証書 次の工事について保証書を提出すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事区分</th> <th>材料名</th> <th>保証年限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・ 防水工事</td> <td>・ アスファルト防水</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td>・ 改質アスファルト防水</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td>・ 合成高分子ルーフィング防水</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 屋根工事</td> <td>・ 塗膜防水</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td>・ 長尺金属板葺き</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 防錆工事</td> <td>・ 折板葺き</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td>・ 瓦葺き</td> <td>年</td> <td>漏水の場合等</td> </tr> <tr> <td>・ 防錆工事</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 特種床工事</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ プール工事</td> <td></td> <td>年</td> <td>・ 7k₂・FRP</td> </tr> <tr> <td>・ 植栽工事</td> <td></td> <td>年</td> <td>・ 塗装(通常塗装の場合)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td>・ 活荷</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td>枯死の場合</td> </tr> </tbody> </table>	工事区分	材料名	保証年限	備考	・ 防水工事	・ アスファルト防水	年	漏水の場合等	・ 改質アスファルト防水	年	漏水の場合等	・ 合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等	・ 屋根工事	・ 塗膜防水	年	漏水の場合等	・ 長尺金属板葺き	年	漏水の場合等	・ 防錆工事	・ 折板葺き	年	漏水の場合等	・ 瓦葺き	年	漏水の場合等	・ 防錆工事		年		・ 特種床工事		年		・ プール工事		年	・ 7k ₂ ・FRP	・ 植栽工事		年	・ 塗装(通常塗装の場合)			年	・ 活荷			年
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																																				
仮設工事	とび	とび作業																																																																																																																																																				
鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立て作業																																																																																																																																																				
コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業																																																																																																																																																				
	コンクリート任選施工	コンクリート任選工事作業																																																																																																																																																				
鉄骨工事																																																																																																																																																						
コンクリートブロック	とび	とび作業																																																																																																																																																				
	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業																																																																																																																																																				
ALCパネル工事	ユー-エルシーパネル施工	ユー-エルシーパネル工事作業																																																																																																																																																				
防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートーチ工法 FRP防水工事作業																																																																																																																																																				
石工事	石材施工	石張り作業																																																																																																																																																				
タイル工事	タイル張り	タイル張り作業																																																																																																																																																				
木工事	建築大工	大工工事作業																																																																																																																																																				
屋根及びといた工事	建築板金	内外装板金作業																																																																																																																																																				
金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業																																																																																																																																																				
	建築板金	内外装板金作業																																																																																																																																																				
左官工事	左官	左官作業																																																																																																																																																				
建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																				
	ガラス施工	ガラス工事作業																																																																																																																																																				
	自動ドア施工	自動ドア施工作業																																																																																																																																																				
カーテンウォール工事	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業																																																																																																																																																				
	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業																																																																																																																																																				
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																				
	ガラス施工	ガラス工事作業																																																																																																																																																				
塗装工事	塗装	建築塗装作業																																																																																																																																																				
内装工事	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ作業 ボード仕上げ工事作業																																																																																																																																																				
	表装	壁装作業																																																																																																																																																				
排水工事	配管	建築配管作業																																																																																																																																																				
舗装工事	路面表示施工	溶剤ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業																																																																																																																																																				
植栽工事	造園	造園工事作業																																																																																																																																																				
工事区分	材料名	保証年限	備考																																																																																																																																																			
・ 防水工事	・ アスファルト防水	年	漏水の場合等																																																																																																																																																			
	・ 改質アスファルト防水	年	漏水の場合等																																																																																																																																																			
	・ 合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等																																																																																																																																																			
・ 屋根工事	・ 塗膜防水	年	漏水の場合等																																																																																																																																																			
	・ 長尺金属板葺き	年	漏水の場合等																																																																																																																																																			
・ 防錆工事	・ 折板葺き	年	漏水の場合等																																																																																																																																																			
	・ 瓦葺き	年	漏水の場合等																																																																																																																																																			
・ 防錆工事		年																																																																																																																																																				
・ 特種床工事		年																																																																																																																																																				
・ プール工事		年	・ 7k ₂ ・FRP																																																																																																																																																			
・ 植栽工事		年	・ 塗装(通常塗装の場合)																																																																																																																																																			
		年	・ 活荷																																																																																																																																																			
		年	枯死の場合																																																																																																																																																			
章	項目	特記事項																																																																																																																																																				
0 法規制	① 敷地の位置	○都市計画区域内(・市街化区域 ○市街化調整区域) ・都市計画区域外 用途地域 () 防火地域 ・防火 ・準防火 ○指定無し その他の区域、地域、地区、街区 ()																																																																																																																																																				
	1 一般共通事項	① 適用基準等 ※建築工事標準詳細図(最新版)国土交通大臣官房官庁営繕部監修(以下「標準詳細図」という) ※建築構造設計基準及び解説 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ※建設工事公共災害防止対策要綱 ※建設副産物適正処理実施要領(広島県土木局制定) ※建築工事安全施工技術指針 ※再生資源利用促進実施要領(広島県土木局制定) ※産産木材の利用の促進に関する指針 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は、次による。 ・ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 国土交通大臣官房官庁営繕部 ② 工事実績情報の登録 (1. 1. 4) 受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成の上、主任監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を主任監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 (本業種が付帯の場合は、元請業種で登録等を行う。) ※記する ③ 電気保安技術者 (1. 3. 3) ④ 発生材の処理 (1. 3. 11) ・ 引き渡しを要するもの () ・ 特別管理産業廃棄物 () ・ 現場において再利用を図るもの () ・ 再生資源化を図るもの () ・ コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生材 上記以外 1. 3. 8(b)(3)及び監督職員との協議による。 1) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県(環境県民局)及び保健所設置政令市等(広島市、呉市、福山市)が廃棄物処理法に基づき許可した適正施設(許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正施設)で処理すること。ただし、建設廃棄物が破砕等(選別を含む)により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること。(原則、県内処分とする。) 2) 本工事における再生資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記(1)に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入れ費(平日の受入れ費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、再生資源化に要する費用(単価)は変更しない。 3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物処理法が課税されるので適正に処理すること。なお、広島県産業廃棄物処理法は見込んでいる。																																																																																																																																																				
記事			設計年月日	工事名	令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A1版 100% A3版 50%	図面No A-01																																																																																																																																															
				図面名	建築工事特記仕様書(1)	縮尺																																																																																																																																																

3 土工	①	埋戻し及び盛土 材料及び工法 (3.2.3) (表3.2.1) ※ 標準仕様書表3.2.1による種別 ・ A種 適用場所 () ・ B種 適用場所 (基礎) () ・ C種 適用場所 () 土質 () 受渡場所 () ・ D種 適用場所 () (品質: 細粒分 (75μm以下) の含有率 (重量百分率) の上限を50%未満とする。) 工法: () (材料: ())	5 カラー舗装 ・ 加熱系カラー舗装 (2.2.6.2~4) 構成・厚さ ※ 図示 加熱系混合物の結合材 ・ アスファルト混合物 ・ 石油樹脂系混合物 顔料の添加量 (%) 着色骨材 ()、自然石 () ・ 常温系カラー舗装 工法 ・ ニート工法 ・ 塗布工法 着色部の下部 ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装 舗装の平坦性 ※ 通行の支障となる水たまりを生じない程度								
	②	建設発生土の処理 ○ 場外搬出適切処理 (3.2.5) ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積									
4 地業工事	5	特記仕様書 (構造関係) による	6 透水性アスファルト舗装 舗装の構成 ・ 図示 (2.2.7.2、3、6) 材料 骨材 ・ 道路用砕石 ・ アスファルトコンクリート再生骨材 (標準仕様書 表22.4.11による種類: ・ 60~80 ・ 80~100) 試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない 砂の粒度試験 ・ 行う (適用場所 ・ フィルター層 ・ 砂を用いる場合の凍上抑制層) ・ 行わない 舗装の平坦性 ※ 著しい不陸がないもの								
	6	鉄骨工事	7 ブロック系舗装 (2.2.8.2、3) ・ コンクリート平板舗装 種類 寸法 (mm) 厚さ (mm) 目地材 備考 ※ 普通平板 (N) ※ 300角 ※ 60 ※ 砂 表面加工 ・ 透水平板 (P) ・ モルタル ・ 研ぎ出し ・ 保水性平板 (M) ・ 洗い出し ・ たたき出し クッション材 ※ 砂 ・ 空練りモルタル 仕上り面の平坦性 ※ 歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内とする。 ・ インターロッキングブロック舗装 種類 部位 形状 厚さ 曲げ強度 備考 寸法 (mm) (mm) (N/mm2) ※ 普通ブロック (N) 車路 ・ 図示 ※ 80 ※ 5.0 表面加工 ・ 透水性ブロック (P) ・ 保水性ブロック (M) ・ 標準品 ※ 普通ブロック (N) 歩行者用通路 ・ 図示 ※ 60 ※ 3.0 ・ 透水性ブロック (P) ・ 保水性ブロック (M) ・ クッション材 ※ 砂 ・ 空練りモルタル 仕上り面の平坦性 ※ 歩行に支障となる段差がないものとし、インターロッキングブロック間の段差は3mm以内とする。 ・ 鋪石舗装 種類 形状 厚さ 施工方法 基層 基層の厚さ 寸法 (mm) (mm) (mm) ※ 花こう岩 ・ 割石 ・ うろこ張り ・ コンクリート版 ※ 70 ・ 図示 ・ アスファルト混合物 ※ 50 仕上り面の平坦性 ※ 歩行に支障となる段差がないものとし、鋪石間の段差は3mm以内とする。 ・ ジオテキスタイル 単位面積質量 ・ 60g/m2以上 厚さ (mm) ・ 0.5~1.0 引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 ・ 1.5×10 ⁻¹ cm/sec以上								
2.2 舗装工事	①	路床 路床の材料 (2.2.2.2~5) (表2.2.2.1) 種類 材料 厚さ (mm) ○ 盛土 標準仕様書 表3.2.1 ※ 図示 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土 ・ 凍上抑制層 ・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ※ 図示 ・ 切込み砕石 ・ 砂 ・ フィルター層 ・ 標準仕様書22.2.3(3)による ※ 図示 凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 路床安定処理 安定処理の方法 ・ 置き換え工法 ・ 安定処理工法 路床安定化処理用添加材料 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰 (・ 特号 ・ 1号) ・ 消石灰 (・ 特号 ・ 1号) 添加量 ・ kg/m ³ (目標CBR ・ 3以上) 目標CBRを満足する添加量の確認方法 ・ 安定処理土のCBR試験 ・ ジオテキスタイル 単位面積質量 ・ 60g/m2以上 厚さ (mm) ・ 0.5~1.0 引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 ・ 1.5×10 ⁻¹ cm/sec以上 試験 路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・ 行う ・ 行わない 路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない 現場CBR試験 ・ 行う ・ 行わない	②	路盤 路盤の厚さ ※ 図示 (2.2.3.2、3、5) (表2.2.3.1) 路盤材料の種類 ・ クラッシュラン ・ 粒度調整砕石 ※ 再生クラッシュラン ・ 再生粒度調整砕石 ・ クラッシュラン鉄鋼スラグ ・ 粒度調整鉄鋼スラグ ・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 路盤締固め度の試験 ※ 行う ・ 行わない アスファルト舗装の構成及び厚さ ※ 図示 (2.2.4.2~6) (表2.2.4.4) 材料 アスファルト ※ 再生アスファルト (種類 ※ 60~80 ・ 80~100) ・ ストレートアスファルト 骨材 ・ 道路用砕石 ※ アスファルトコンクリート再生骨材 加熱アスファルト混合物等の種類 ・ 密粒度アスファルト混合物 (13) ・ 細粒度アスファルト混合物 (13) ・ 密粒度アスファルト混合物 (13F) 試験 アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ○ 行わない 舗装の平坦性 ※ 通行の支障となる水たまりを生じない程度							
	③	アスファルト舗装 コンクリート舗装の構成及び厚さ (2.2.5.2~4、6) (表2.2.5.1、3) 舗装の種類 部位 構成 厚さ (mm) コンクリート舗装 車路及び駐車場 図示 図示 歩行者用通路 図示 ※ 70 寒冷地の縁部立下り寸法等 ・ 図示 材料 コンクリート ※ 標準仕様書表22.5.11による 早強ポルトランドセメント ・ 使用する ・ 使用しない 注入目地材料 ※ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ 目地 種類、間隔、構造 ※ 標準仕様書表22.5.3及び図22.5.11による ・ 図示 舗装の平坦性 ※ 通行の支障となる水たまりを生じない程度 設計 種別	8	砂利敷き (2.2.9.2) 種別 ・ A種 (施工範囲: ・ 図示 ・ 通路) ・ B種 (施工範囲: ・ 図示 ・ 建物周囲その他)							
4 コンクリート舗装	④	路面標示用塗料はJIS K 5665による。 種類 施工 適用 色 幅 (mm) 塗布厚さ (mm) 適用部位 ※ 3種1号 熔融 粉体状 ・ 白 ※ 150 ・ 1.0 ・ 白線 ・ 1種 常温 液状 ・ 100 ・ 車椅子駐車場ライン、マーク ・ 2種 加熱 低揮発性有機溶剤型の路面標示水性塗料 ・ 図示	9	路面標示用塗料							
	⑤	車止め	10	車止め							

【工事内容】

<建築工事>

- ・東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明柱の設置
- ・上記に伴う照明用等配管の地上部への立上げおよび接地

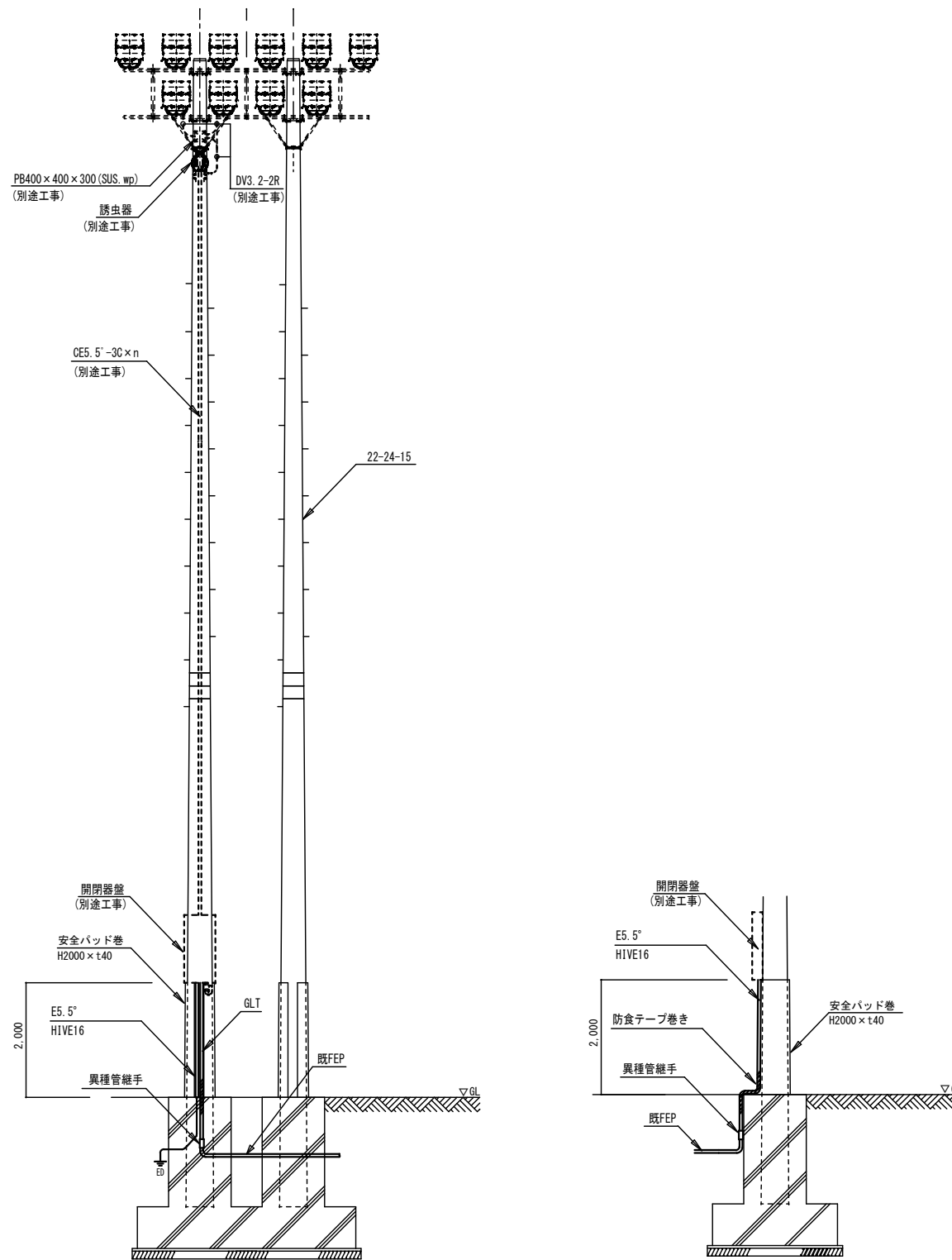


配置図 1/1000

- 凡例
- ⊕※ : 設計GLとのレベル差を示す。
 - ※ : 計画工作物(申請)を示す。

記事		設計年月日	工事名 令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A 1版 100%	図面No. A-03
			図面名 案内図、配置図	A 3版 50%	
				縮尺 1/1000, 1/5000	

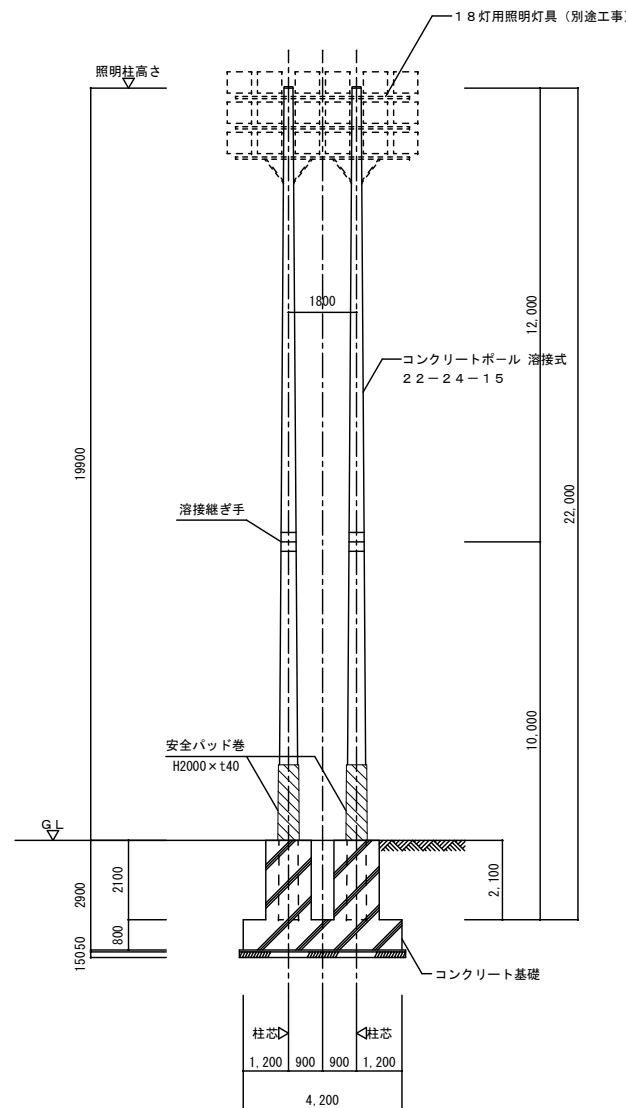
照明柱姿図



【留意事項】

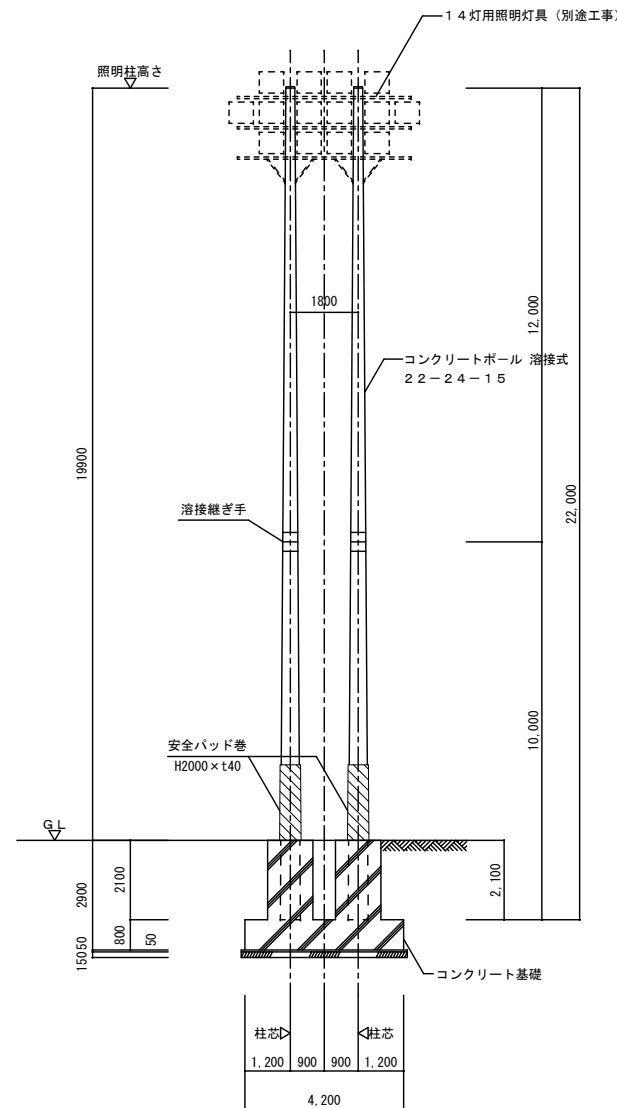
- ※投光器架台表面仕上：溶融亜鉛メッキ仕上げ (HDZT45)
- ※基礎の地際 (GL±300まで)はGLT防食テープ巻きとすること (異種管継手含む)
- ※GLT及びHIVEはGL+2000まで立ち上げておくこと。また、先端はキャップ止めすること。

記事		設計年月日	工事名 令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A 1版 100%	図面No. A-04
			図面名 照明柱姿図	A 3版 50%	
				縮尺 1/60	



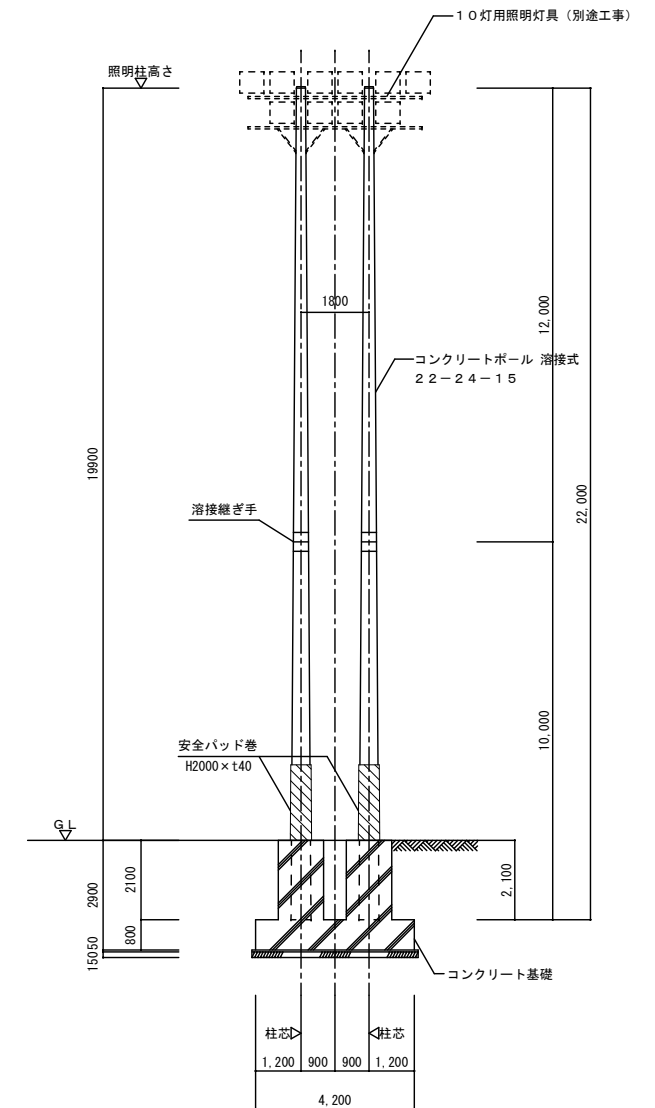
条件
 ・地方区分：広島県東広島市
 ・平均風速： $V_o = 3.2 \text{ m/s}$
 ・地表面粗度区分：3

【コンクリートポール】
 塗装コンクリートポールとする
 (計16本)
 (色は工事にて指定)



条件
 ・地方区分：広島県東広島市
 ・平均風速： $V_o = 3.2 \text{ m/s}$
 ・地表面粗度区分：3

【コンクリートポール】
 塗装コンクリートポールとする
 (計16本)
 (色は工事にて指定)

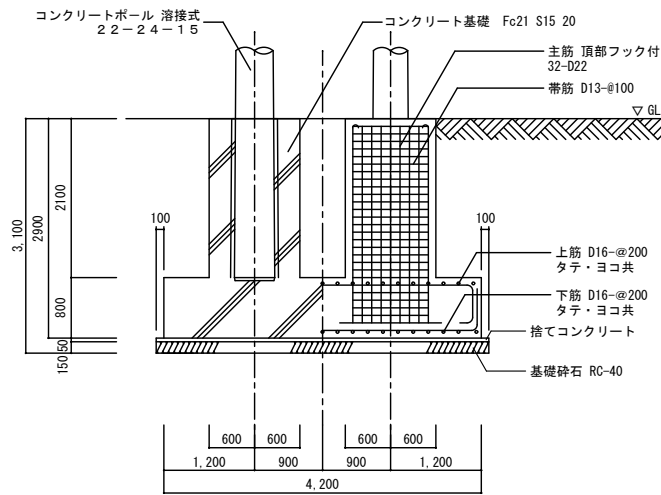


条件
 ・地方区分：広島県東広島市
 ・平均風速： $V_o = 3.2 \text{ m/s}$
 ・地表面粗度区分：3

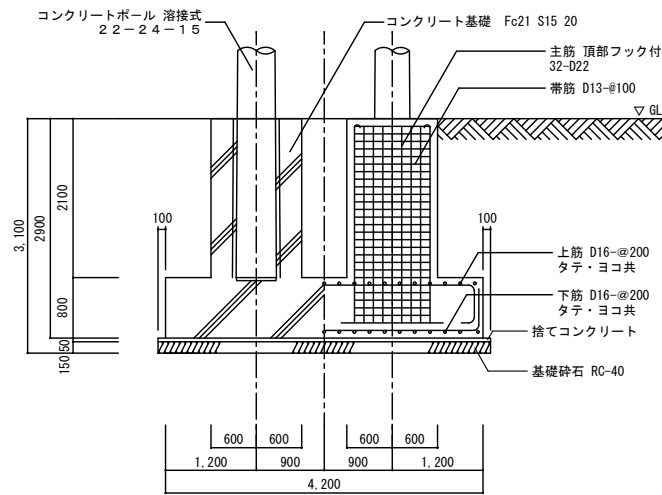
【コンクリートポール】
 塗装コンクリートポールとする
 (計16本)
 (色は工事にて指定)

記事	

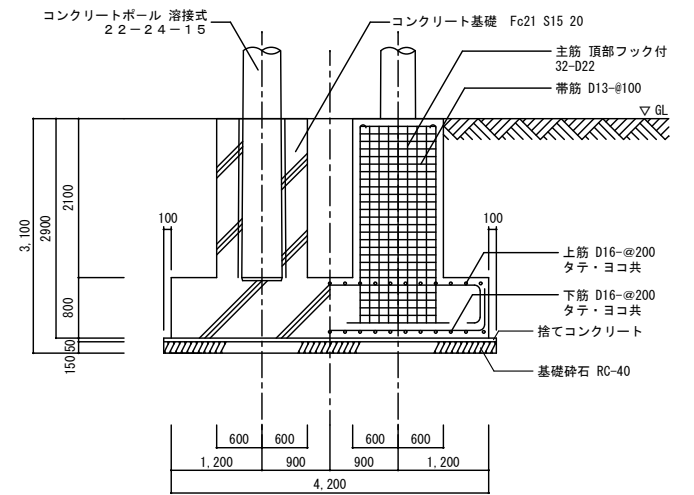
設計年月日	工事名 令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A1版 100%	図面No. A-05
	図面名 各照明柱姿図	縮尺 1/100	



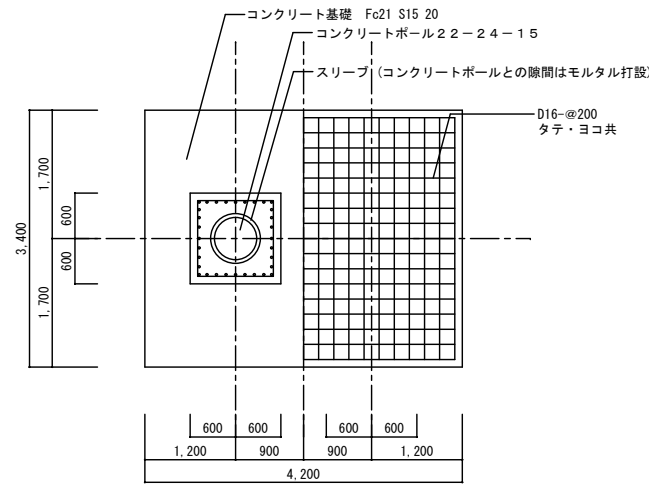
断面詳細図 1/50



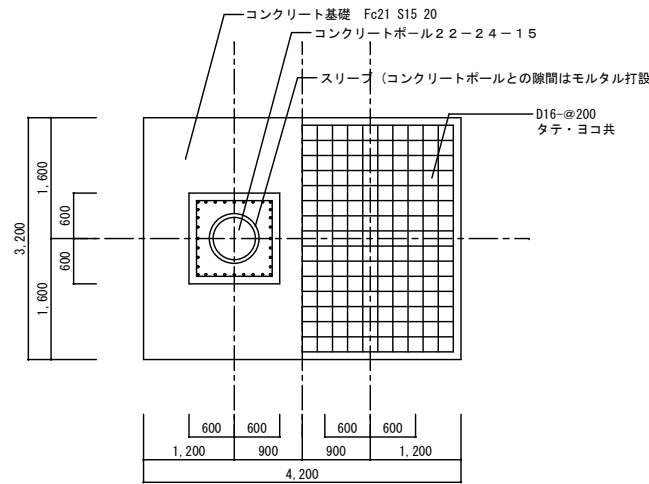
断面詳細図 1/50



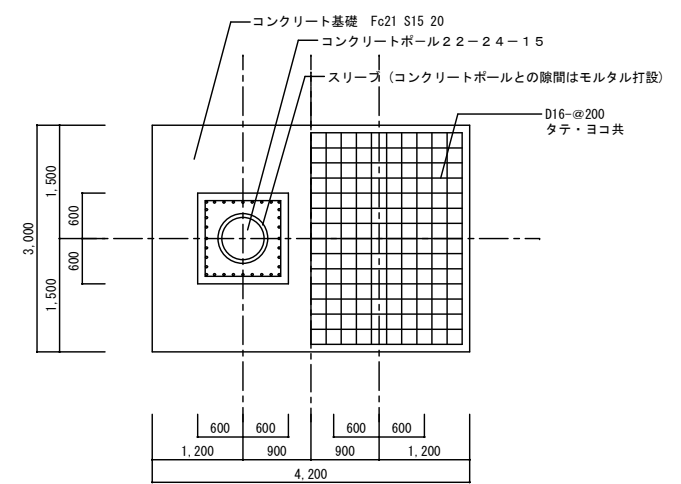
断面詳細図 1/50



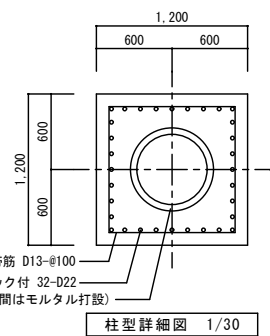
平面詳細図 1/50



平面詳細図 1/50



平面詳細図 1/50



柱型詳細図 1/30

長期許容地耐力 $q_a=100\text{KN/m}^2$
 短期許容地耐力 $q_s=200\text{KN/m}^2$
 コンクリート : 21N/mm²
 鉄筋 : D10~D16 : SD295
 D19以上 : SD345

条件
 ・地方区分 : 広島県東広島市
 ・平均風速 : $V_0=3.2\text{m/s}$
 ・地表面粗度区分 : 3

・照明柱の基礎工事 : 地足場設置での作業とする。

長期許容地耐力 $q_a=100\text{KN/m}^2$
 短期許容地耐力 $q_s=200\text{KN/m}^2$
 コンクリート : 21N/mm²
 鉄筋 : D10~D16 : SD295
 D19以上 : SD345

条件
 ・地方区分 : 広島県東広島市
 ・平均風速 : $V_0=3.2\text{m/s}$
 ・地表面粗度区分 : 3

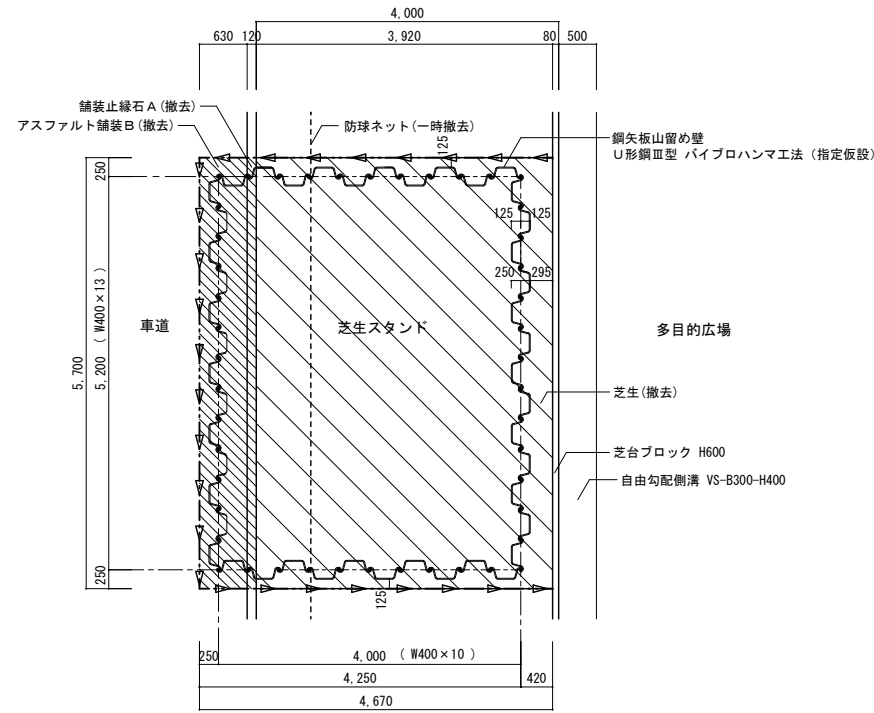
・照明柱の基礎工事 : 地足場設置での作業とする。

長期許容地耐力 $q_a=100\text{KN/m}^2$
 短期許容地耐力 $q_s=200\text{KN/m}^2$
 コンクリート : 21N/mm²
 鉄筋 : D10~D16 : SD295
 D19以上 : SD345

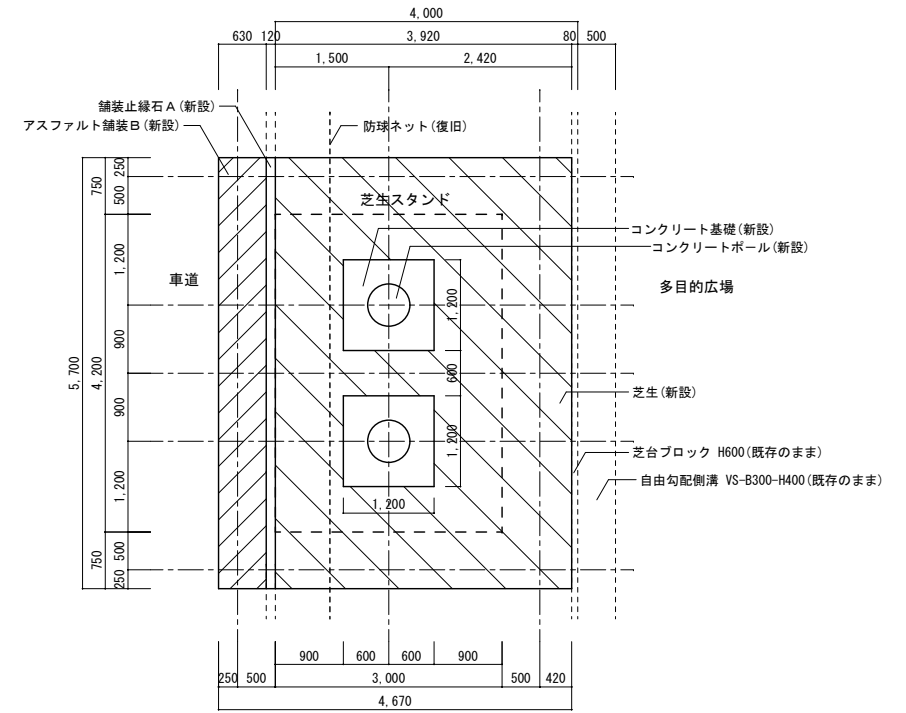
条件
 ・地方区分 : 広島県東広島市
 ・平均風速 : $V_0=3.2\text{m/s}$
 ・地表面粗度区分 : 3

・照明柱の基礎工事 : 地足場設置での作業とする。

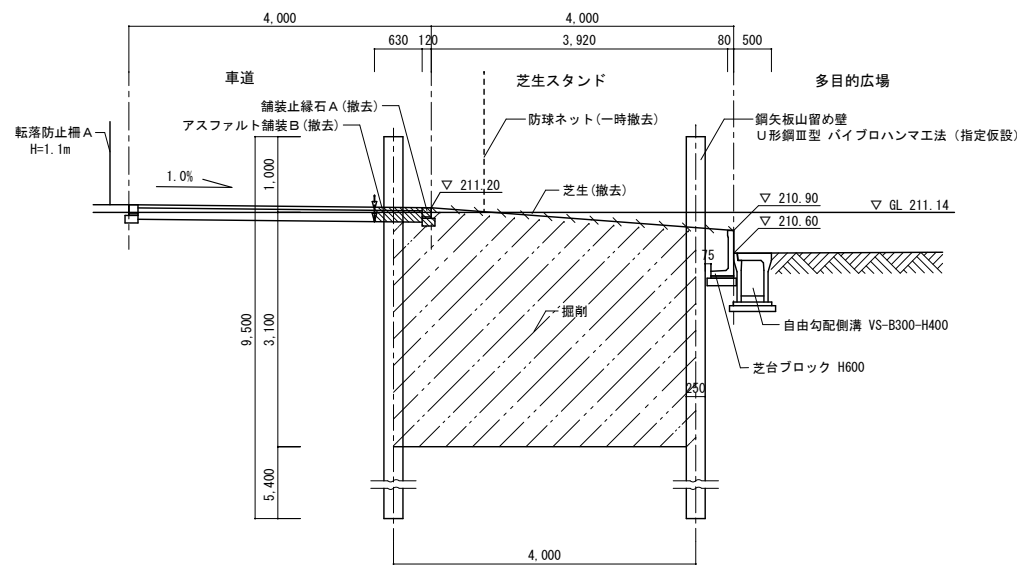
記事	設計年月日	工事名	令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A1版 100%	図面No A-06
		図面名	照明柱 基礎詳細図	A3版 50%	
				縮尺 1/30, 1/50	



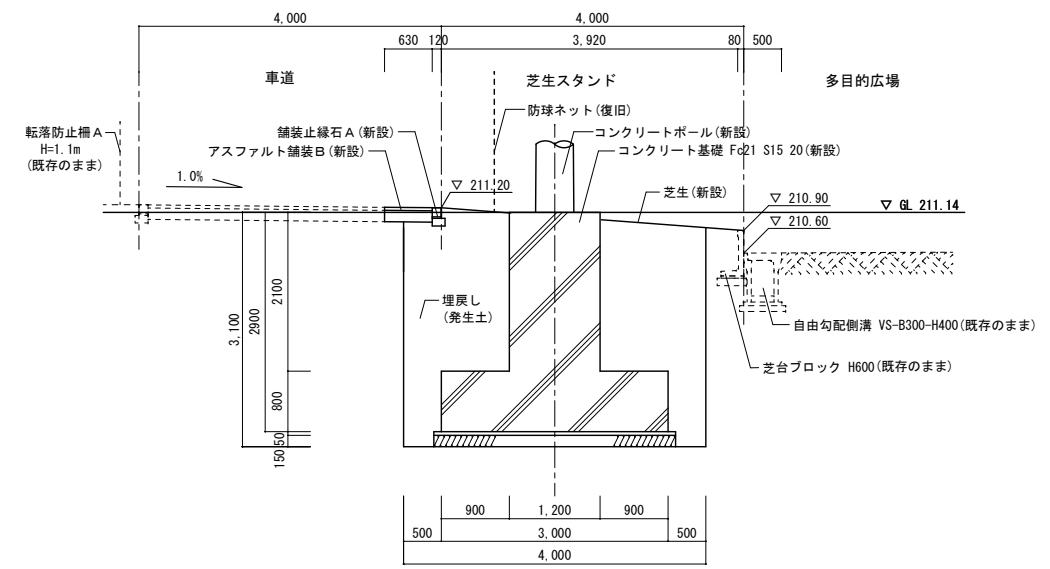
改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50



改修前 断面詳細図 1/50



改修後 断面詳細図 1/50

凡例

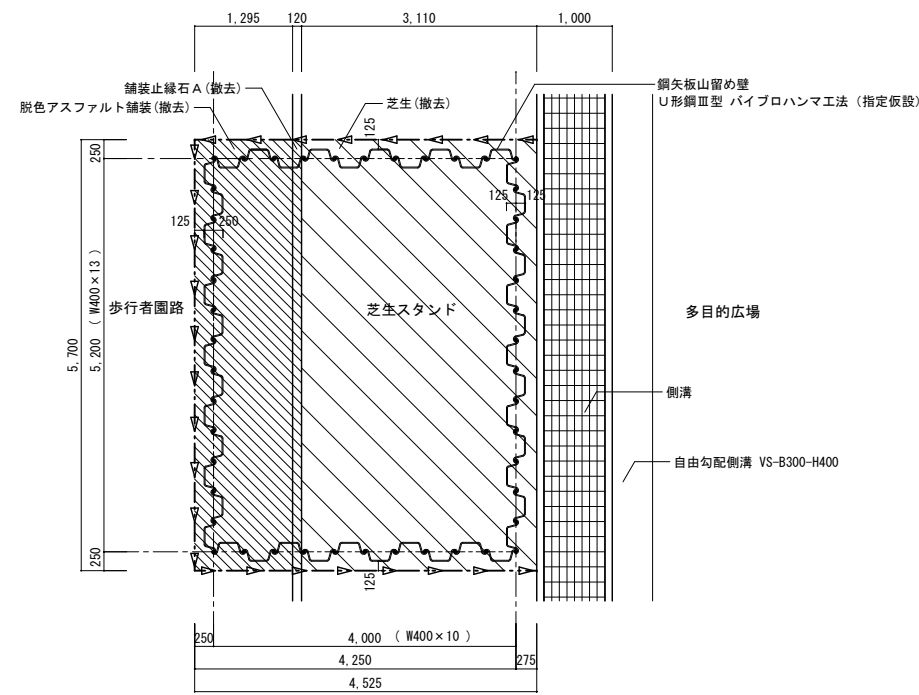
	舗装・縁石 (撤去) 範囲を示す
	芝生 (撤去) 範囲を示す
	掘削範囲を示す
	カッター切を示す

凡例

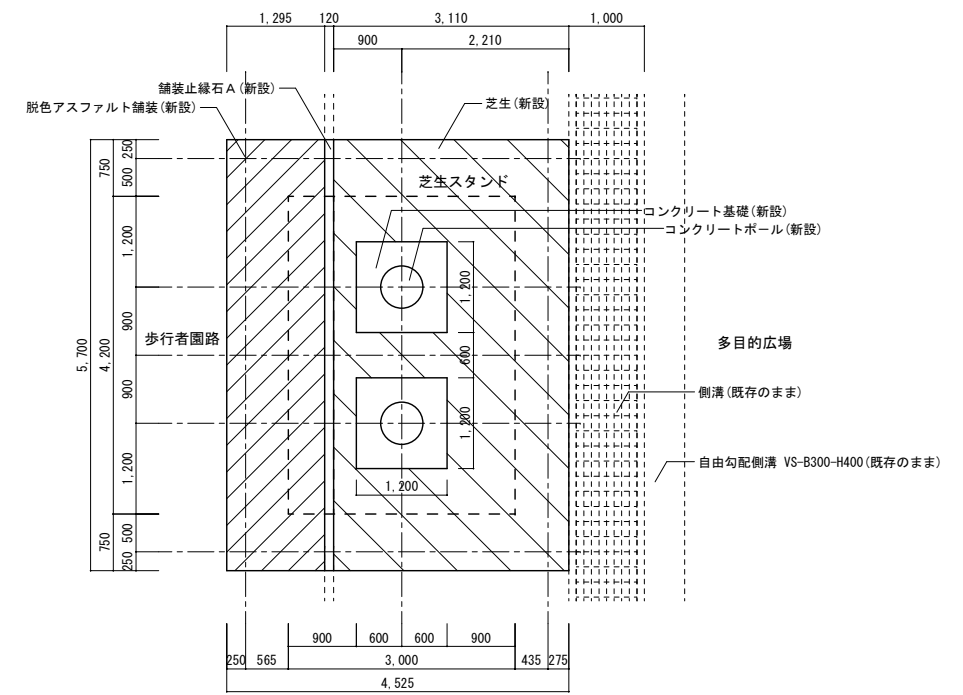
	アスファルト舗装 (新設) 範囲を示す
	芝生 (新設) 範囲を示す

記事	

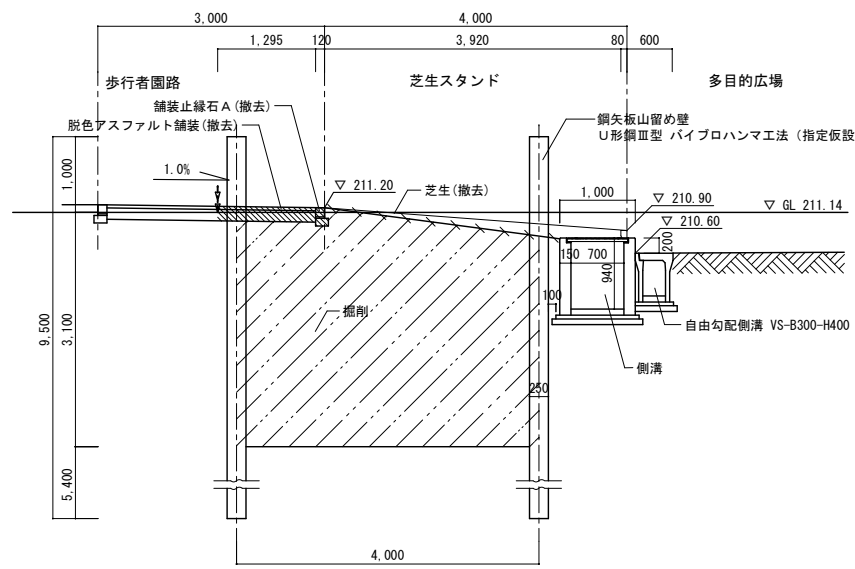
設計年月日	工事名 令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事 (建築)	A 1版 100% A 3版 50%	図面No A-07
	図面名 基礎図 (1)	縮尺 1/50	



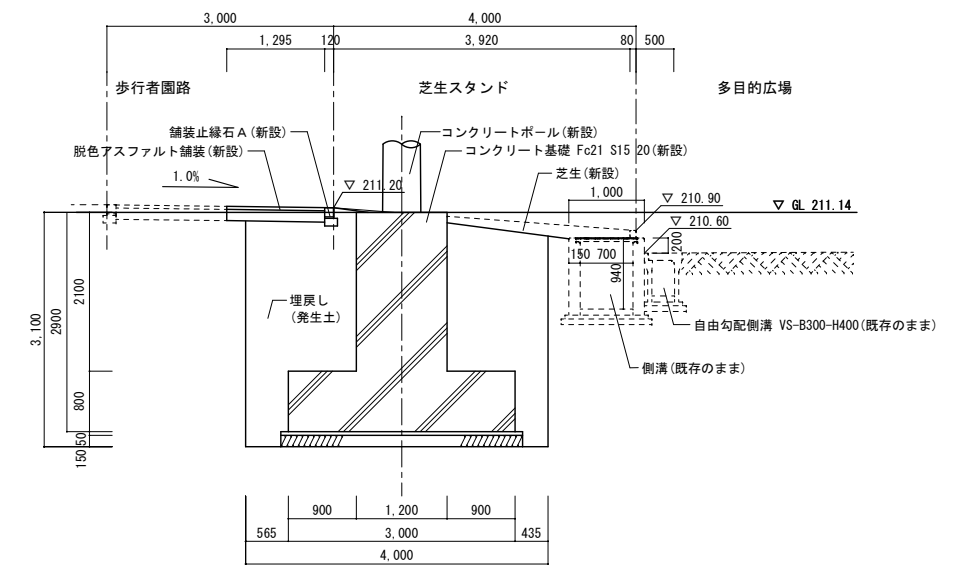
改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50



改修前 断面詳細図 1/50



改修後 断面詳細図 1/50

凡例

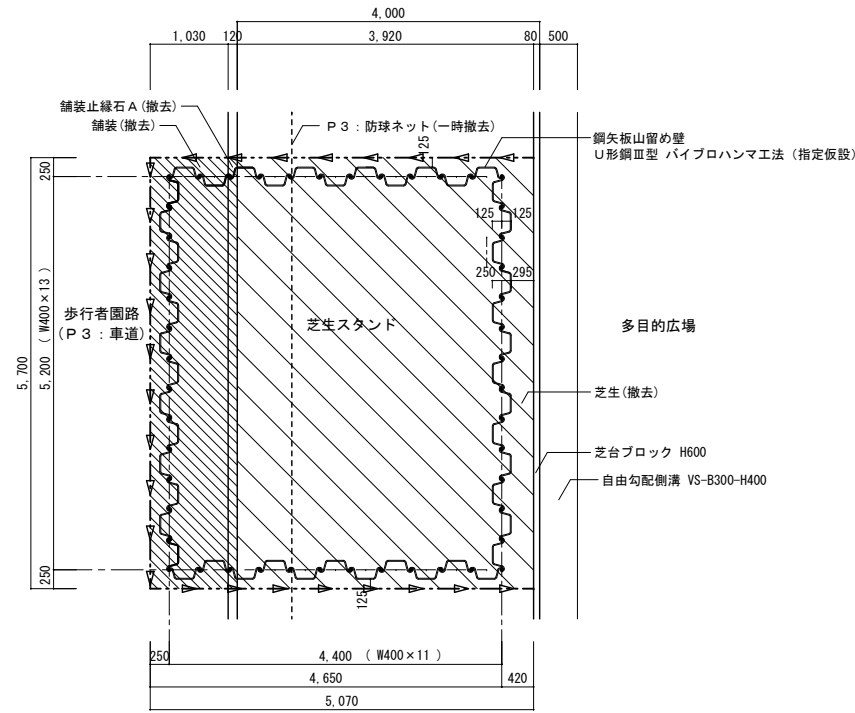
	舗装・縁石 (撤去) 範囲を示す
	芝生 (撤去) 範囲を示す
	掘削範囲を示す
	カッター切を示す

凡例

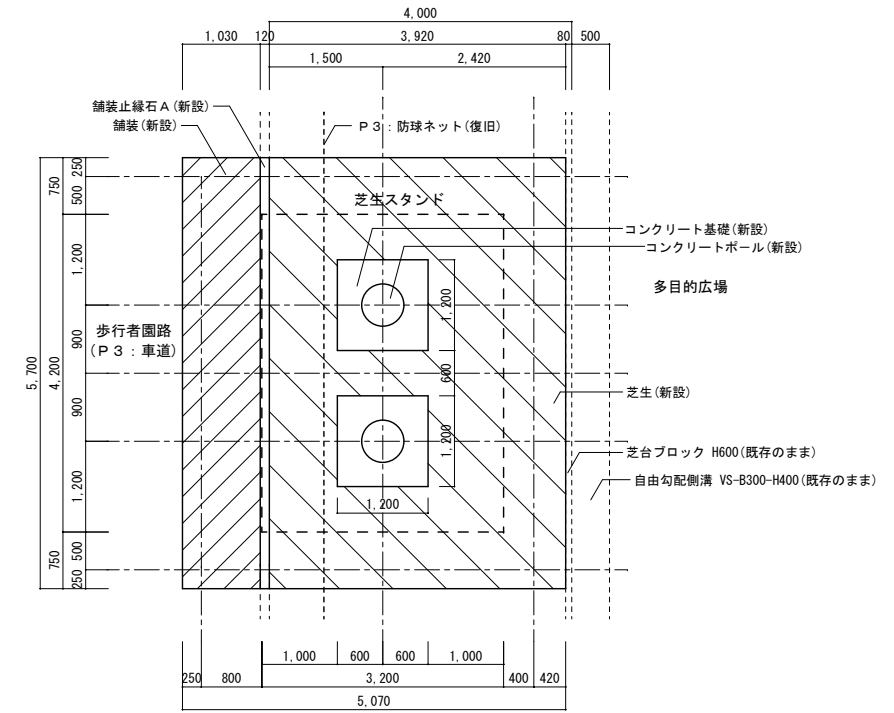
	アスファルト舗装 (新設) 範囲を示す
	芝生 (新設) 範囲を示す

記事	

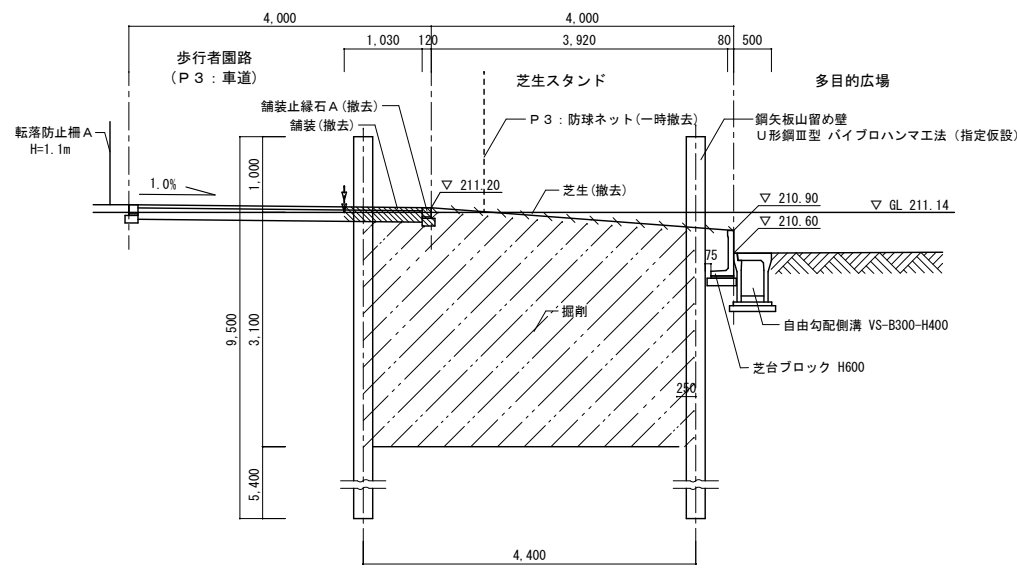
設計年月日	工事名 令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A 1版 100% A 3版 50%	図面No
	図面名 基礎図(2)	縮尺 1/50	A-08



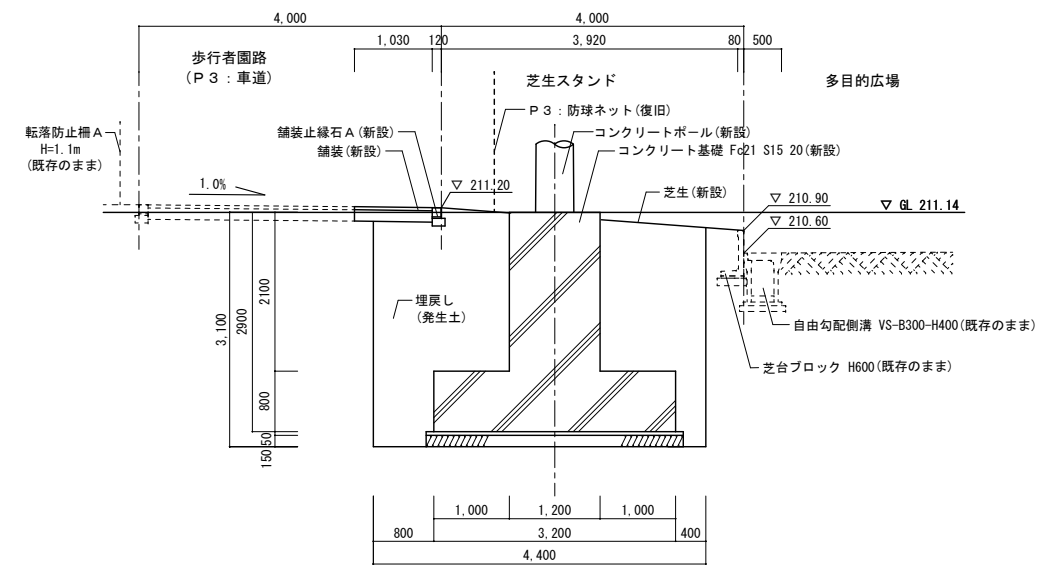
改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50



改修前 断面詳細図 1/50



改修後 断面詳細図 1/50

凡例

	舗装・緑石(撤去)範囲を示す
	芝生(撤去)範囲を示す
	掘削範囲を示す
	カッター切を示す

・舗装 P3: アスファルト舗装Bとする
P7・P8: 脱色アスファルト舗装とする

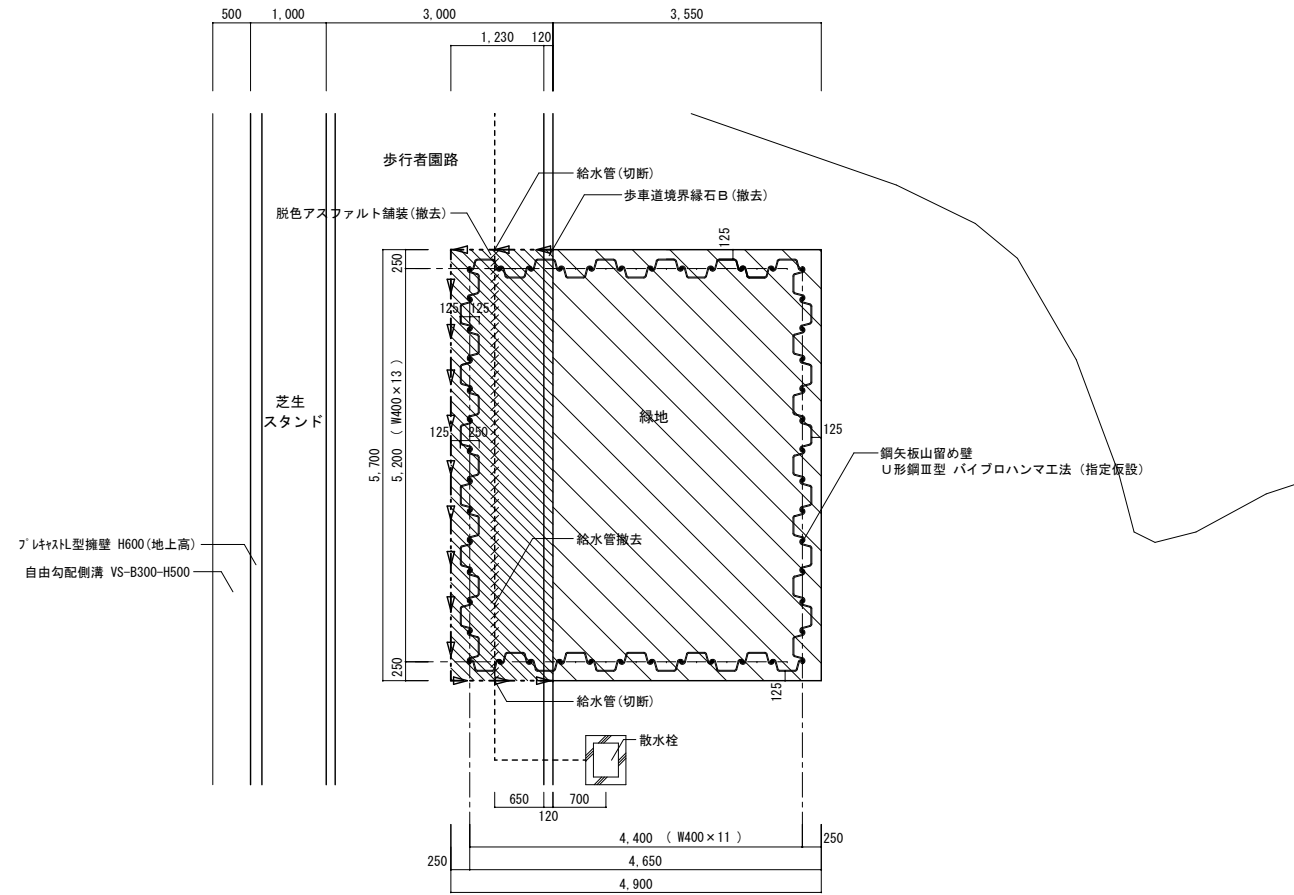
凡例

	アスファルト舗装(新設)範囲を示す
	芝生(新設)範囲を示す

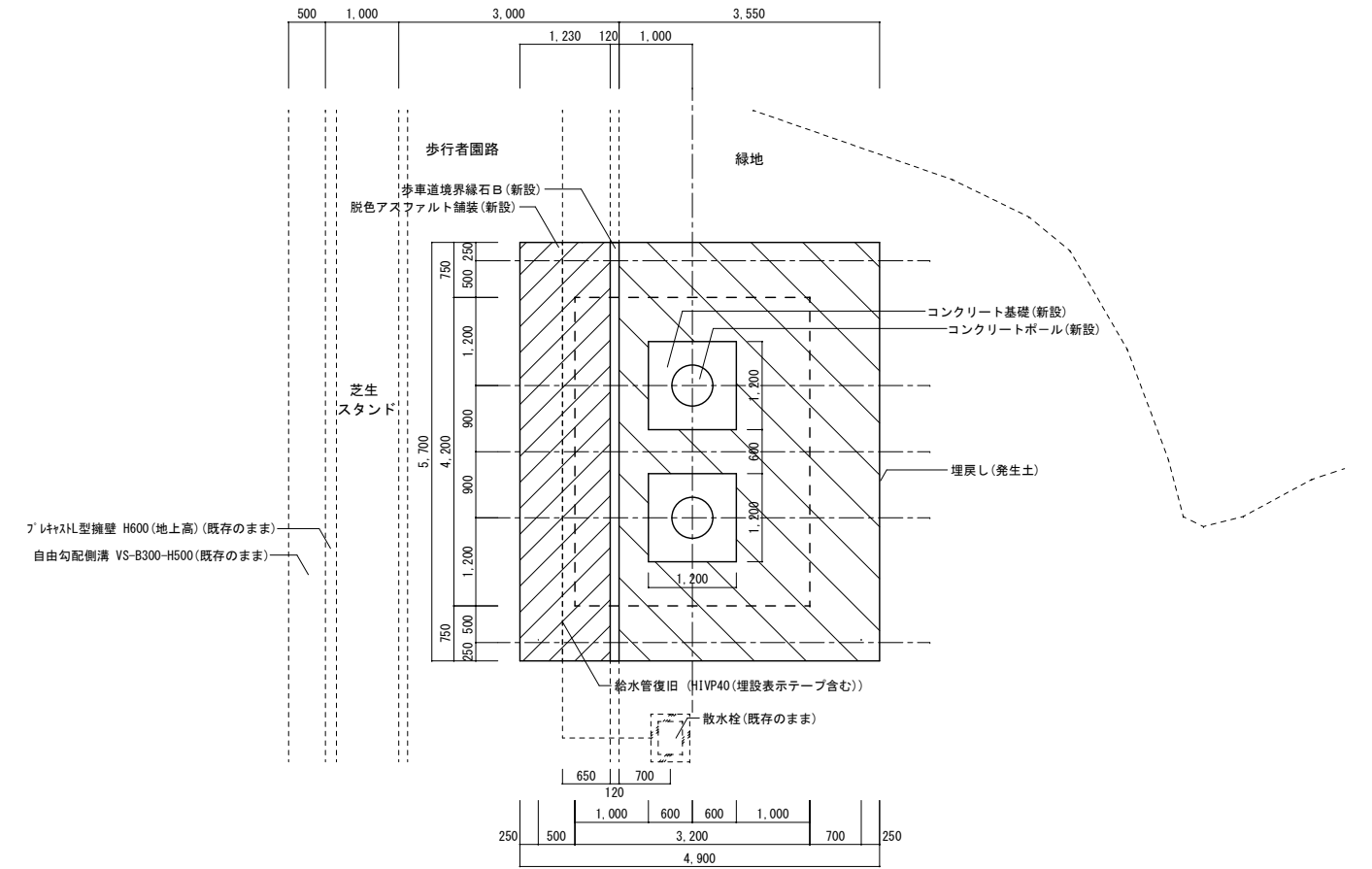
・舗装 P3: アスファルト舗装Bとする
P7・P8: 脱色アスファルト舗装とする

記事	

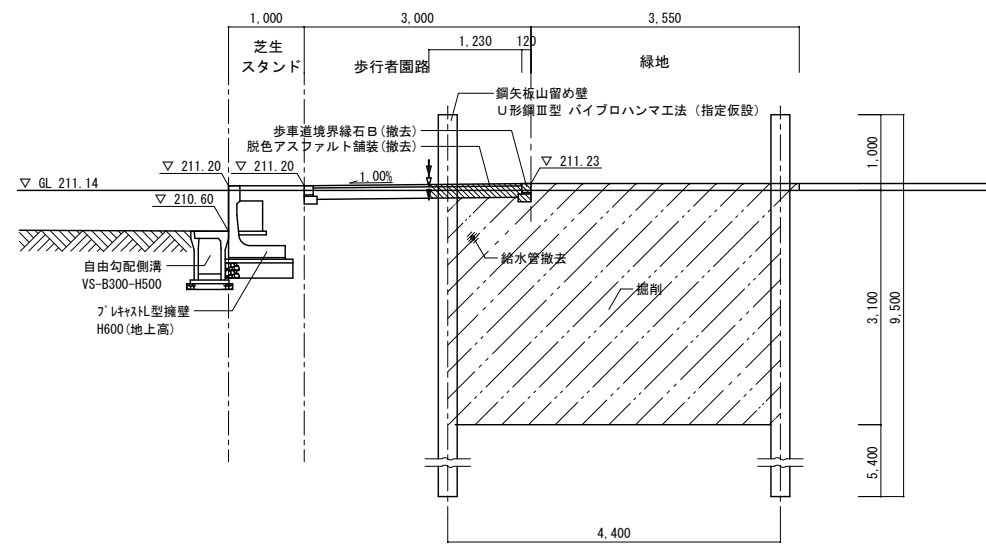
設計年月日	工事名 令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A1版 100% A3版 50%	図面No
	図面名 基礎図(3)	縮尺 1/50	A-09



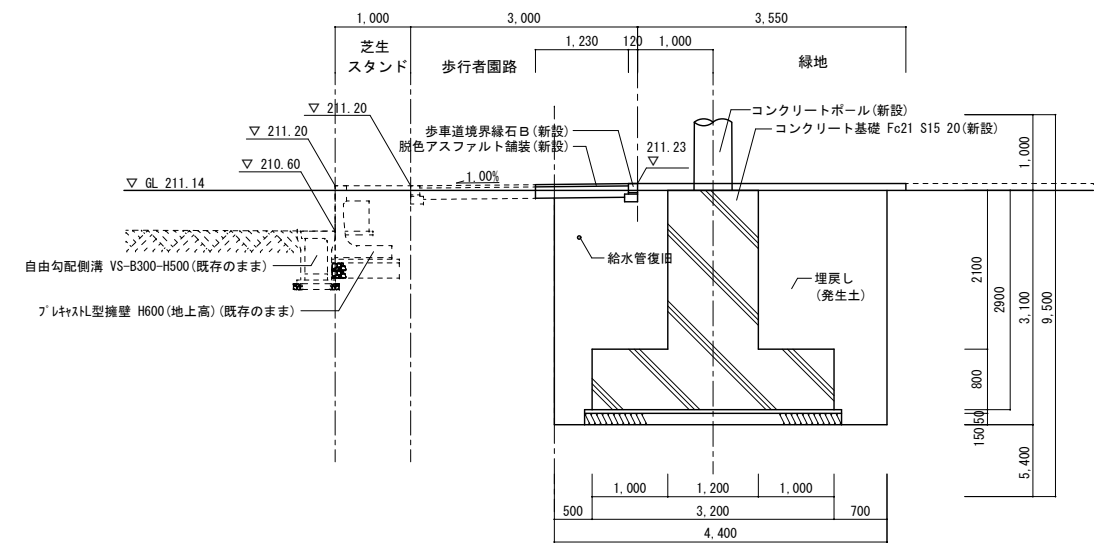
改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50



断面詳細図 1/50



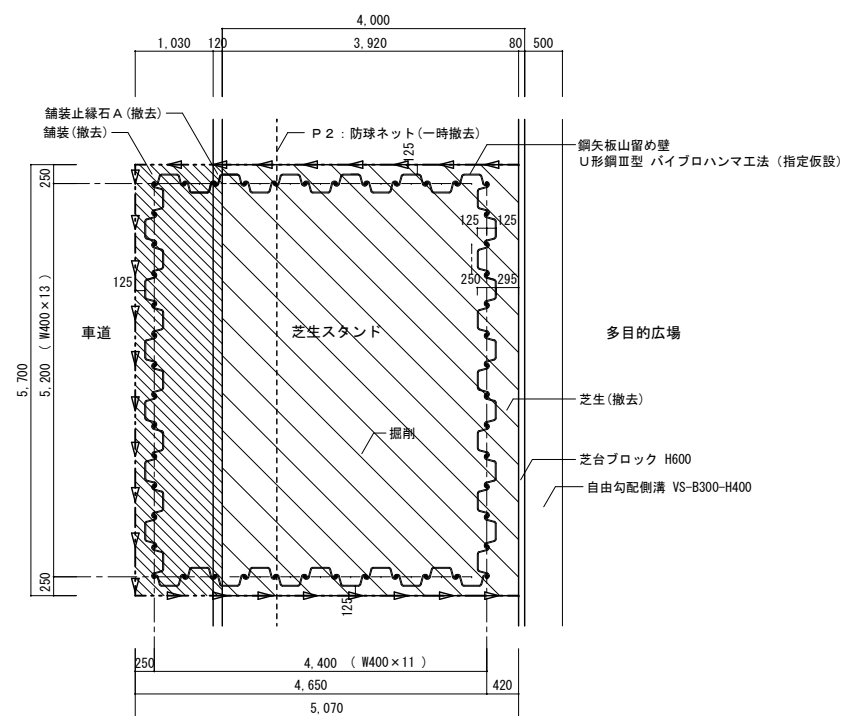
断面詳細図 1/50

凡例

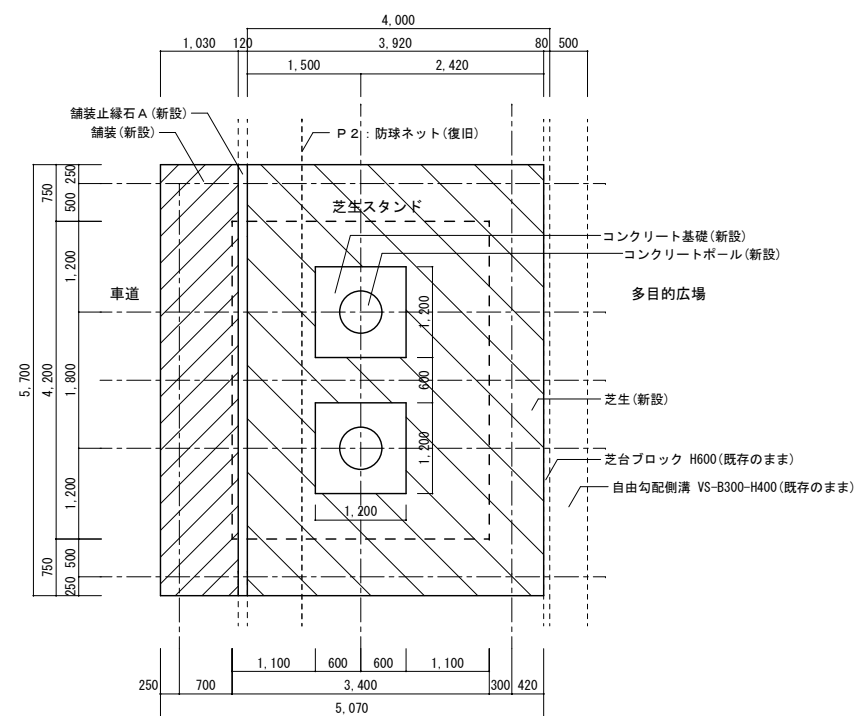
	舗装・緑石(撤去)範囲を示す
	給水管(撤去・設備工事)範囲を示す
	芝生(撤去)範囲を示す
	掘削範囲を示す
	カッター切を示す

凡例

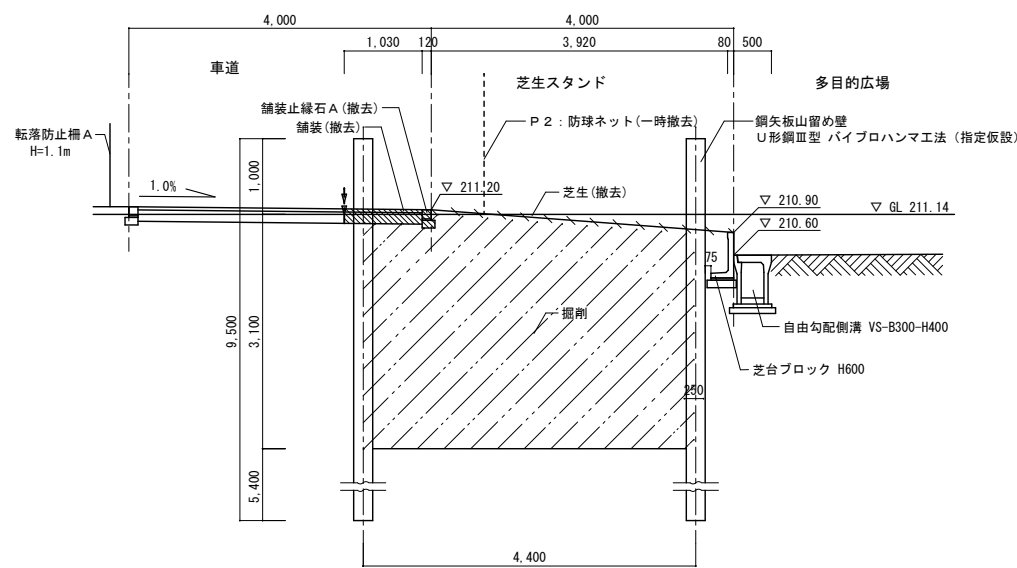
	アスファルト舗装(新設)範囲を示す
	芝生(新設)範囲を示す



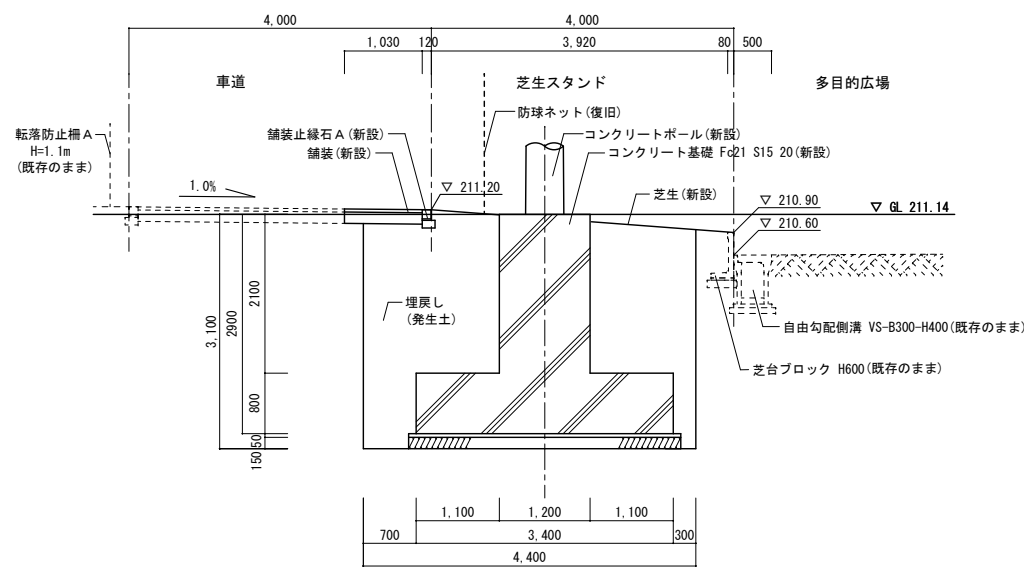
改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50



改修前 断面詳細図 1/50



改修後 断面詳細図 1/50

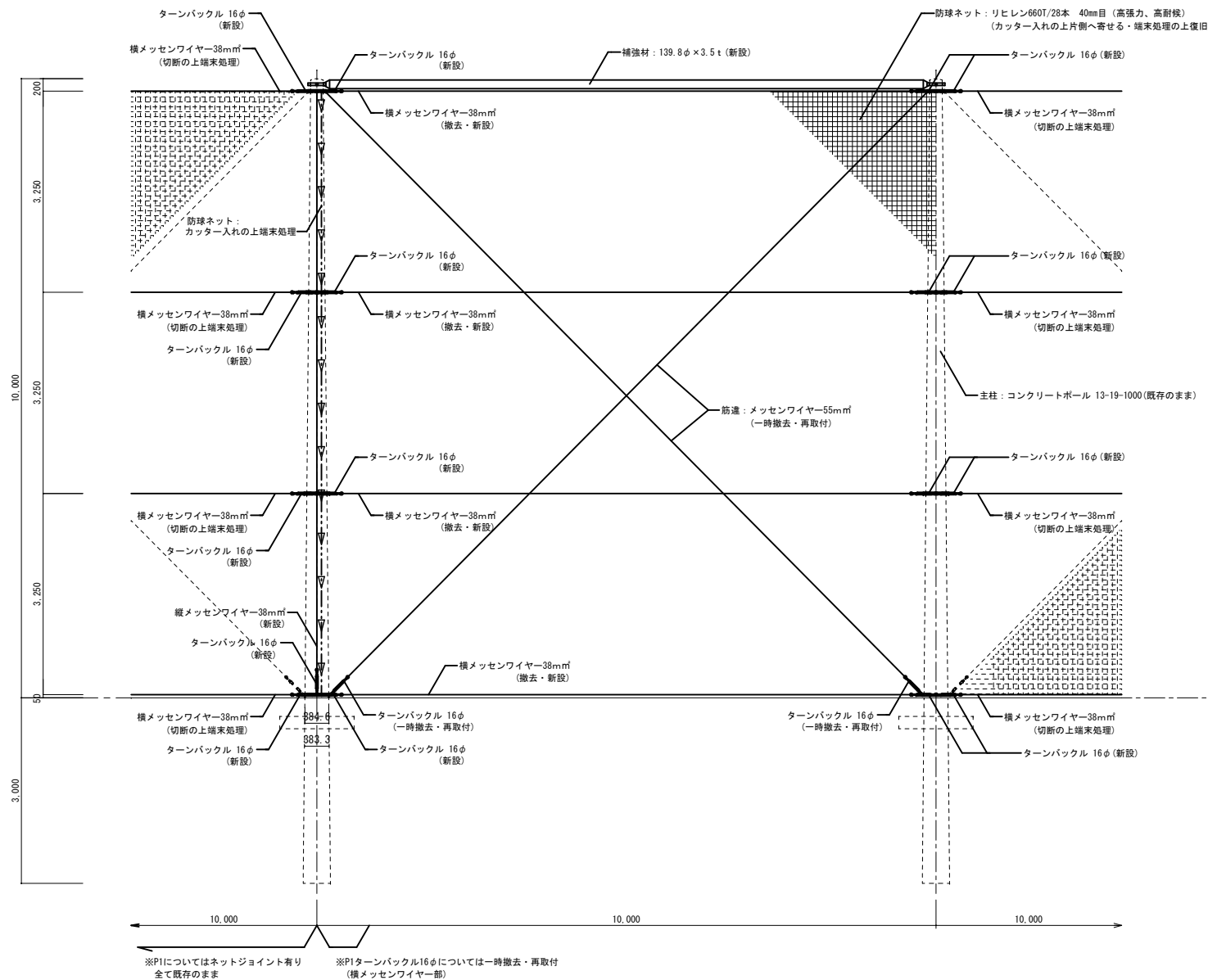
- 凡例
- | | |
|--|------------------|
| | 舗装・縁石 (撤去) 範囲を示す |
| | 芝生 (撤去) 範囲を示す |
| | 掘削範囲を示す |
| | カッター切を示す |
- ・舗装 P2 : アスファルト舗装とする
P6 : 脱色アスファルト舗装とする

- 凡例
- | | |
|--|---------------------|
| | アスファルト舗装 (新設) 範囲を示す |
| | 芝生 (新設) 範囲を示す |
- ・舗装 P2 : アスファルト舗装とする
P6 : 脱色アスファルト舗装とする

鋼矢板山留め壁
U形鋼Ⅲ型パイロハンマ工法 (指定仮設) : 計1,444m²

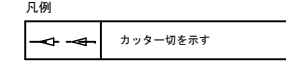
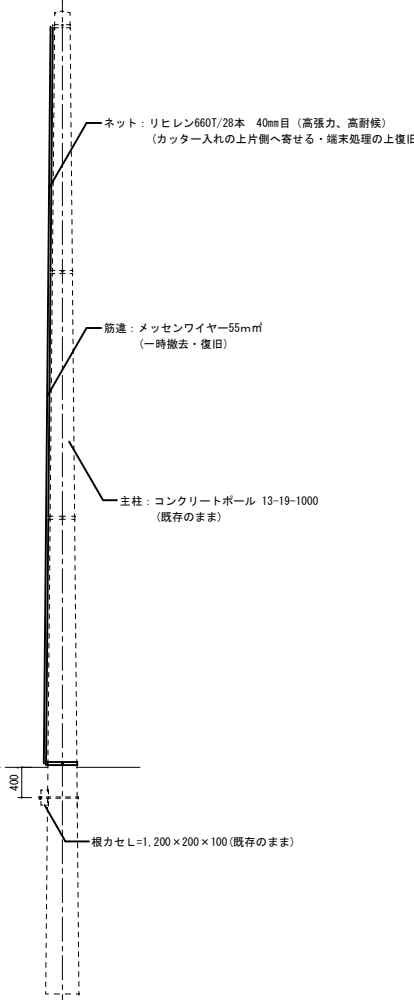
記事	

設計年月日	工事名	令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事 (建築)	A 1版 100%	図面No A-11
	図面名	基礎図 (5)	A 3版 50%	
			縮尺	1/50

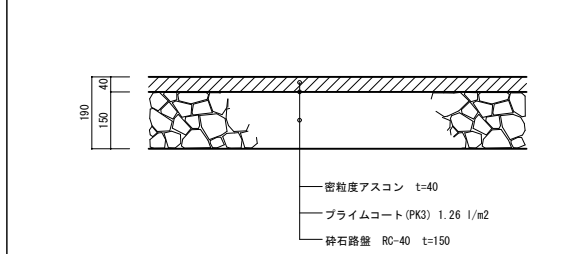


防球ネット立面詳細図 1/50 (照明柱P1・P2・P3)

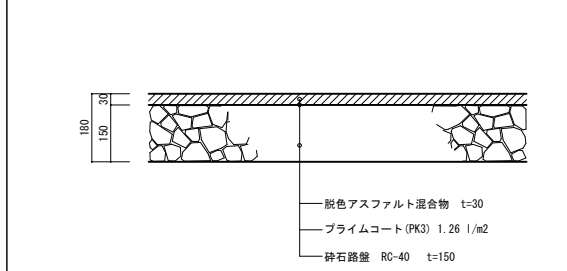
防球ネット断面詳細図 1/50 (照明柱P1・P2・P3)



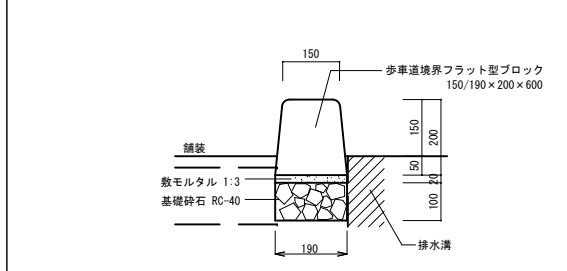
- 工事工程
1. 補強材(頭つなぎ)新設
 2. 防球ネットカッター入れの上片側へ寄せる
 3. 横メッシュワイヤー切断の上端処理
 4. 筋違メッシュワイヤー一時撤去
- ↓
- 照明設置工事
5. 筋違メッシュワイヤー再取付
 6. 横メッシュワイヤー新設
 7. 防球ネット端処理の上復旧



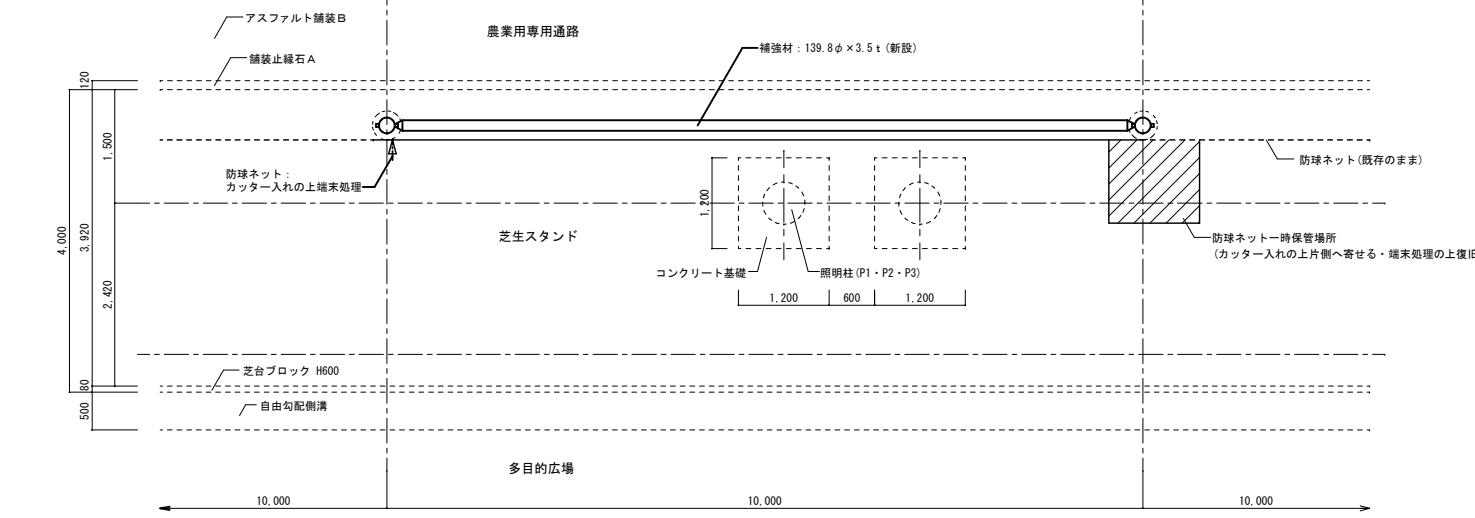
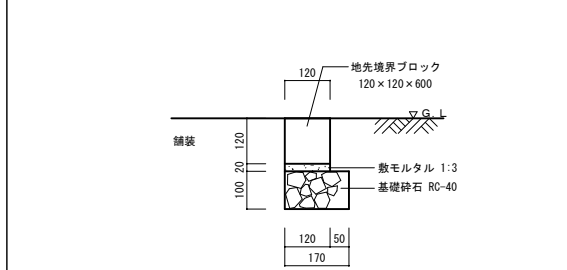
脱色アスファルト舗装(歩行者園路)詳細図 1/10



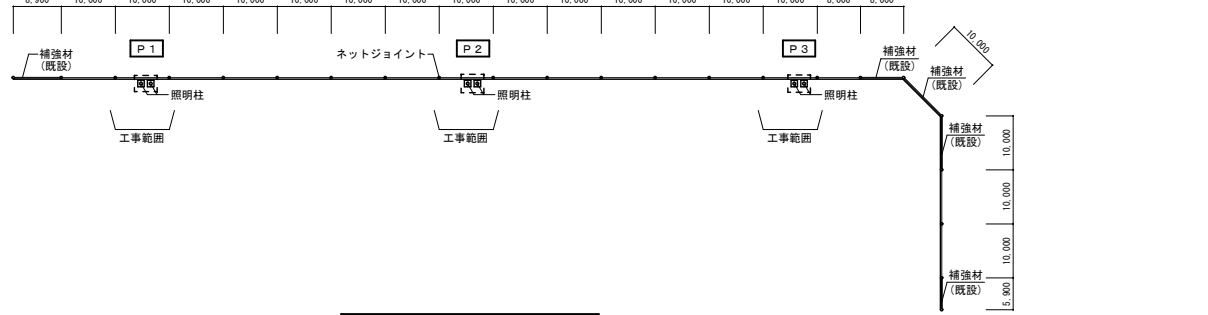
歩車道境界線石B詳細図 1/10



舗装止縁石A詳細図 1/10



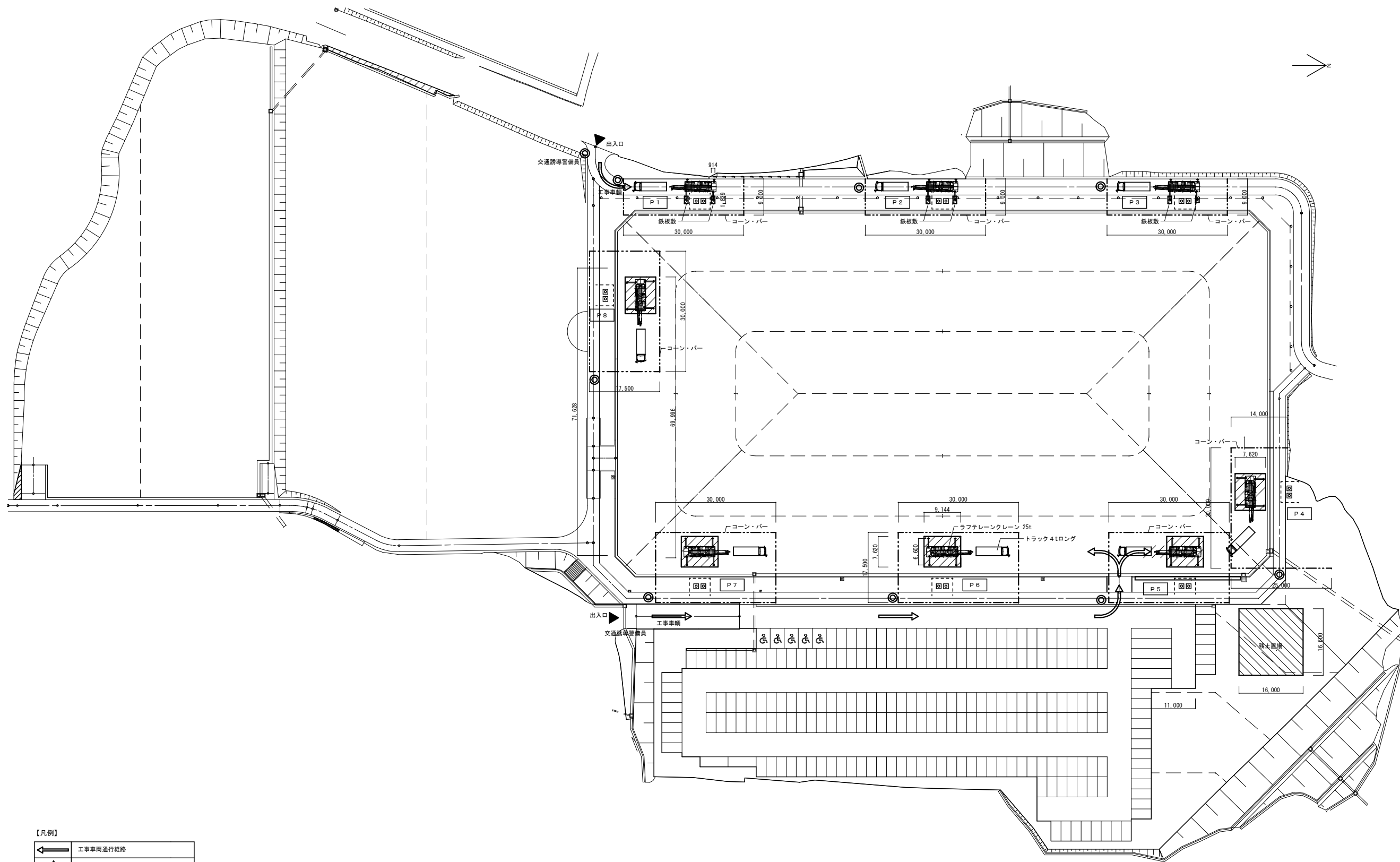
防球ネット平面詳細図 1/50 (照明柱P1・P2・P3)



防球ネットキープラン図 1/700

記事	

設計年月日	工事名	令和8年度公園整備事業東広島運動公園	A 1版 100%	図面No
		第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A 3版 50%	A-12
	図面名	部分詳細図	縮尺	
			1/10・1/50・1/700	



仮設計画図 1/500

【凡例】

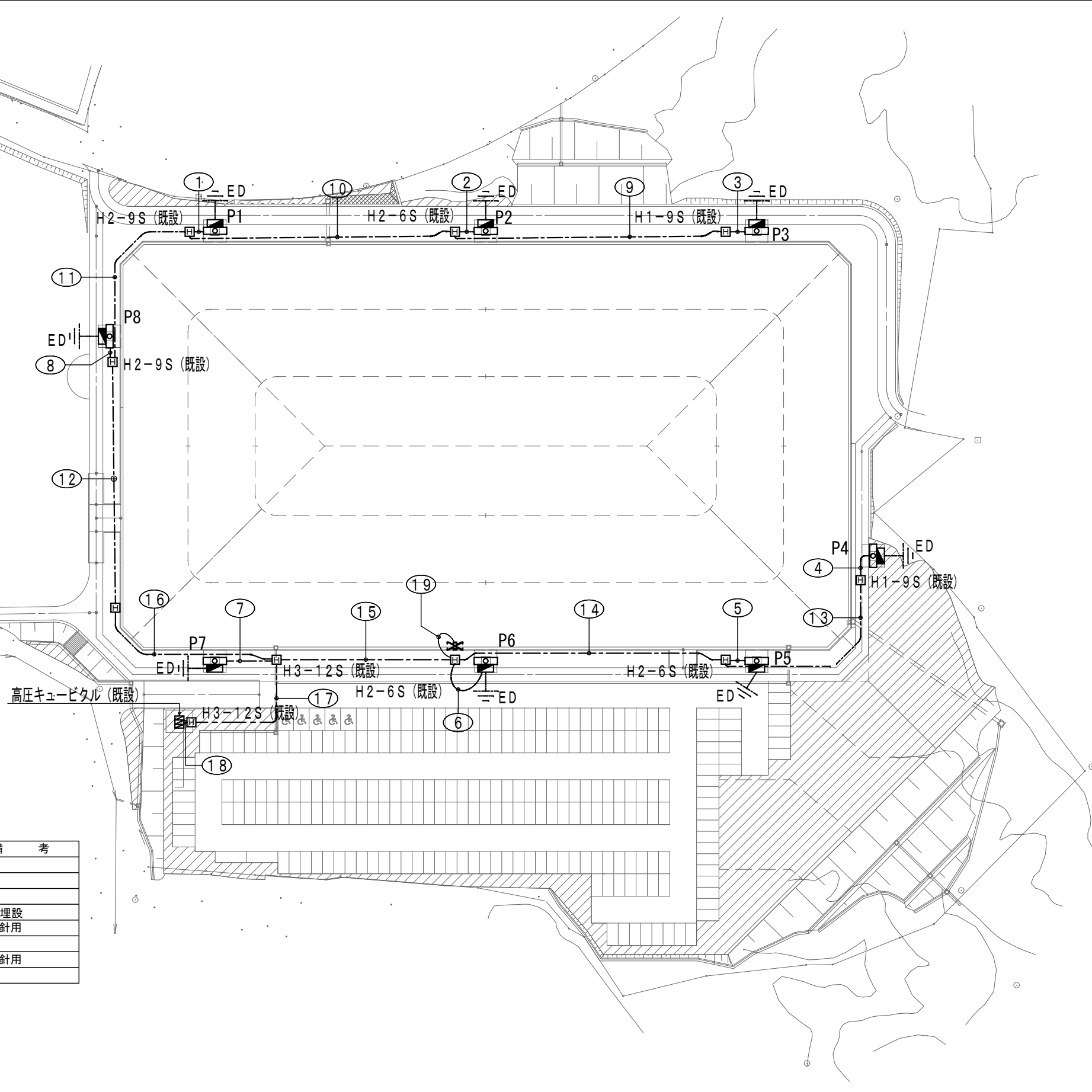
	工事車両通行経路
	工事車両出入口
	交通誘導員 計60人(指定仮設)
	鉄板敷(L22)範囲 計358m ² (指定仮設) 鉄板敷撤去後は整地すること
	残土置場
	カラーコーン・パー

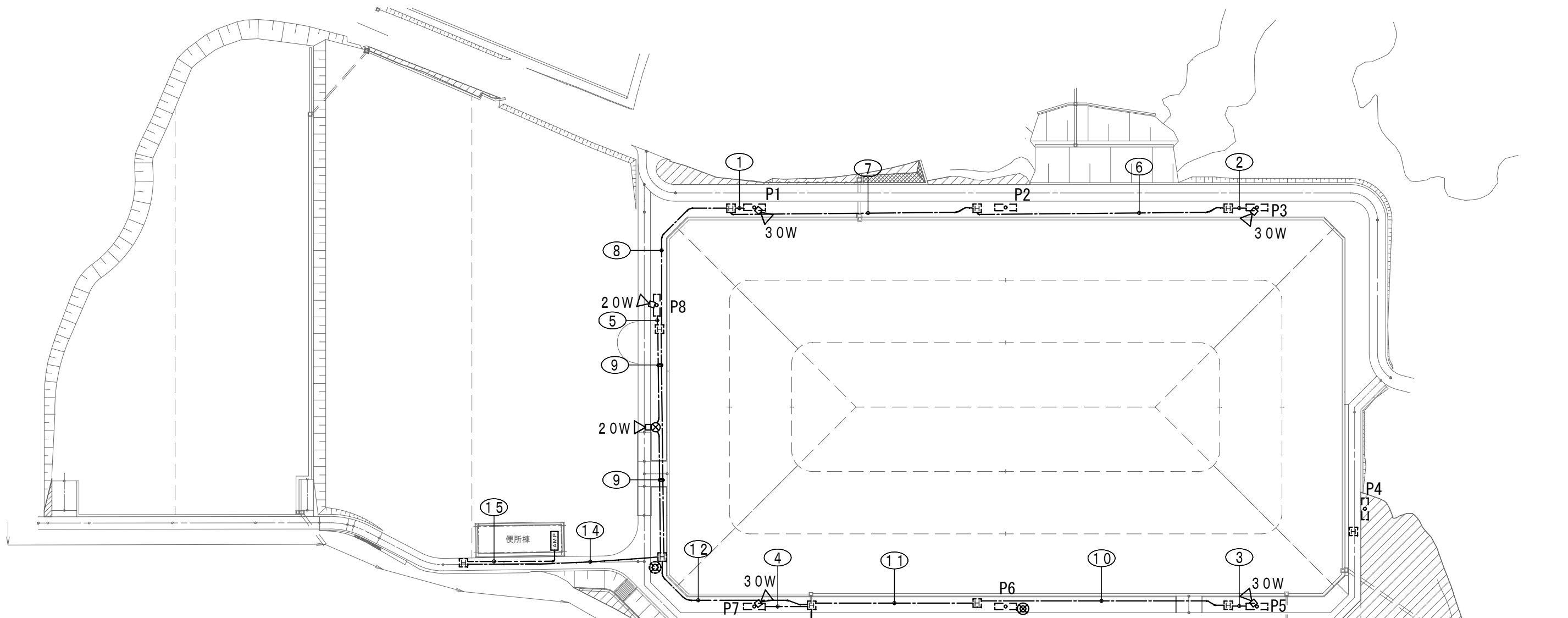
- ・防球ネット一時撤去・復旧時：高所作業車での作業を見込んでいます。
- ・現地着手後から完了までは、安全対策として施工箇所をカラーコーン・コーンパー等で隔離すること。
- ・グラウンド利用者の多い日(土日・祝日含む)は、撤去や建柱等の作業を行わないこととし、施設管理者・監督員と協議の上、施工日を決めること。
- ・作業中の土砂等がグラウンド表面の真砂土に混ざらないように留意すること。
- ・工事完了後に重機等の通行によりグラウンド表面が乱れた箇所の整地を行うこと。

記事	設計年月日	工事名 令和8年度公園整備事業東広島運動公園 第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A1版 100% A3版 50%	図面No. A-13
		図面名 仮設計画図(参考図)	縮尺 1/500	

記号	回路	ケーブルサイズ	配管サイズ
①	P1	CET 22'	既 FEP50
	予備	—	既 FEP50
②	P2	CET 60'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP50
③	P3	CET 60'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP50
④	P4	CET 38'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP50
⑤	P5	CET 22'	既 FEP50
	予備	—	既 FEP50
⑥	P6	CET 22'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP50
⑦	P7	CET 22'	既 FEP50
	予備	—	既 FEP50
⑧	P8	CET 22'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP50
⑨	P3	CET 60'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP65
⑩	P2	CET 60'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP65
⑪	P1	CET 22'	既 FEP50
	予備	—	既 FEP65
⑫	P2	CET 60'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP65
⑬	P4	CET 38'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP65
⑭	P4	CET 38'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP50
⑮	P4	CET 38'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP50
⑯	F1	既 CET100'	既 FEP65
	P1	CET 22'	既 FEP50
⑰	P8	CET 22'	既 FEP65
	P2	CET 60'	既 FEP65
⑱	P3	CET 60'	既 FEP65
	予備	—	既 FEP65
⑳	3	既 CET14'E5.5'	既 FEP65
	園路照明	既 CE5.5'-3C	既 FEP65
㉑	予備	—	既 FEP65
	F1	既 CET100'	既 FEP65
㉒	P1	CET 22'	既 FEP65
	P2	CET 60'	既 FEP65
㉓	P3	CET 60'	既 FEP65
	P4	CET 38'	既 FEP65
㉔	P5	CET 22'	既 FEP65
	P6	CET 22'	既 FEP65
㉕	P7	CET 22'	既 FEP65
	P8	CET 22'	既 FEP65
㉖	3	既 CET14'E5.5'	既 FEP65
	園路照明	既 CE5.5'-3C	既 FEP65
㉗	予備	—	既 FEP65 x2
	空番		

記号	名称	備考
□	照明塔 (別途工事)	
■	分電盤 (別途工事)	
□	ハンドホール (既設)	
—	配管配線 (配線: 別途工事)	地中埋設
⊗	試験用端子箱 (別途工事)	避雷針用
≡ ED	D種接地 (別途工事)	
≡ EA(L)	A種接地 (別途工事)	避雷針用





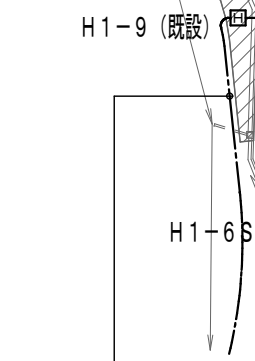
配管配線内訳表 (ケーブル：別途工事)

記号	回路	ケーブルサイズ	配管サイズ
①	放送	CEES3. 5'-2C×2	既 FEP40
②	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
③	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
④	放送	CEES3. 5'-2C×2	既 FEP40
⑤	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
⑥	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
⑦	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
⑧	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
⑨	放送	CEES3. 5'-2C×2	既 FEP40
⑩	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
⑪	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
⑫	放送	CEES3. 5'-2C×3	既 FEP50
⑬	放送	CEES3. 5'-2C×2	既 FEP65
⑭	放送	CEES3. 5'-2C×5	既 FEP30
⑮	放送	CEES3. 5'-2C×5	既 FEP65

記号	回路	ケーブルサイズ	配管サイズ
A	放送	CEES3. 5'-2C×2	既 FEP30
	ITV	EM-UTP0. 5-4P×3	既 FEP40
B	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
	ITV	EM-UTP0. 5-4P×2	既 FEP40
C	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP30
	ITV	EM-UTP0. 5-4P×1	既 FEP50
D	放送	CEES3. 5'-2C×2	既 FEP50
	ITV	EM-UTP0. 5-4P×1	既 FEP50
	放送	CEES3. 5'-2C×1	既 FEP65
	放送	CEES3. 5'-10C	既 FEP65
E	ITV	EM-UTP0. 5-4P×4	既 FEP65
	ITV	EM-OP-OS2	既 FEP65×2
F	放送	CEES3. 5'-2C×2	既 FEP50
	ITV	EM-UTP0. 5-4P×1	既 FEP50
G	放送	CEES3. 5'-10C	既 FEP40
	ITV	EM-OP-OS2	既 FEP50
	予備	—	既 FEP50×2

注記：配管は全て難燃性とする。

高圧キュービクル (既設)
※側面に屋外端子盤を設置



体育館 管理室へ (ケーブル：別途工事)

放送	CEES3. 5'-10C	既 FEP40
ITV	EM-OP-OS2	既 FEP50
予備	—	既 FEP50×2

注記：配管は全て難燃性とする。

凡例

記号	名称	備考
▷	スピーカー (別途工事)	
◻	ITVカメラ (別途工事)	
AMP	放送アンプ架 (別途工事)	ITV機器組み
⊗	スピーカー支柱 (別途工事)	カメラ・スピーカー共用
⊞	ハンドホール (既設)	セパレート付
⊙	園路灯 (別途工事)	
◻	ナイター照明塔	
◻	照明操作盤 (別途工事)	屋外防水自立型
---	配管配線 (配管：別途工事)	地中埋設

特記仕様書(構造関係)

適用範囲 4章から7章までの適用範囲は下記の工事種目とする。
・特記仕様書1仕様書1工事概要3工事種目に掲げる下記の工事種目番号(番号〇～番号〇までの工事種目)

4 地業工事

Table with 4 main rows: 1 支持地盤等, 2 杭共通事項, 3 既製コンクリート杭地業, 4 鋼杭地業. Each row contains detailed specifications, standards, and tables for construction details.

5 場所打ちコンクリート杭地業

Table with 5 main rows: 5 場所打ちコンクリート杭地業, 6 砂利地業, 7 捨コンクリート地業. Each row contains detailed specifications and tables for construction details.

8 床下防湿層

Table with 8 main rows: 8 床下防湿層, 9 地盤改良, 5 鉄筋工事, 6 コンクリート工事. Each row contains detailed specifications and tables for construction details.

8 溶接継手

Table with 8 main rows: 8 溶接継手, 6 コンクリート工事, 7 骨材, 8 寒中コンクリート, 7 暑中コンクリート. Each row contains detailed specifications and tables for construction details.

6 コンクリート工事	8 マスコンクリート	適用箇所 ※構造図による セメントの種類 ・普通ポルトランドセメント ・中熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シリカセメント	(6.13.1)	7 鉄骨工事	1 鉄骨製作工場	鉄骨製作工場の加工能力 ※建築基準法 第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している 鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 ()グレード以上 ・監督職員の承認する工場	(7.1.3)	10 床構築用の デッキプレート	材質、形状及び寸法 (7.2.7)	適用箇所	材質・形状・寸法	備考	20 耐火被覆	種類、材料、工法等 (7.9.2~8)
		混和剤 ・混和剤の種類 ※標準仕様書 6.13.2(2)(7)による ・構造図による	(6.13.2)		2 鉄骨製作工場における施工管理技術者	・配置する ・配置しない	(7.1.4)		・デッキプレート 単独の構法 構造図による	・耐火材吹付け ・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール				
		スランプ ※15cm () cm	(6.13.2)		3 鋼材	種類等 (7.2.1)	(7.2.1)		開口部補強要領(補強筋の定着長さ等を含む) ※構造図による 鉄骨部材への溶接方法 ※構造図による 耐火認定 ・あり 耐火時間 ※構造図による ・なし	・耐火板張り ・繊維混入型酸カルシウム板				
		構造体強度補正値 ※標準仕様書表6.13.1による ・構造図による	(6.13.2)		4 高力ボルト	板厚方向に引っ張り力を受ける鋼板の試験 ・行う 適用箇所 () ・行わない	(7.2.2)		JIS B1198 (頭付きスタッド) 種類等 (7.2.8)	・耐火材巻付け ・ラス張りモルタル塗り ・耐火塗料				
		コンクリートの種類 ※普通コンクリート () セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は フライアッシュセメントA種 ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種	(6.14.1)		5 溶融亜鉛めっき高力ボルト	ボルトの種類 ※トルシア形高力ボルト 2種 (S10T) ・JIS形高力ボルト 2種 (F10T) () ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※構造関係共通事項(鉄骨標準図) 1-1 線端距離及びボルト間隔 ・構造図による JIS形高力ボルトの締め付け(本締め) ナットの回転法の場合、ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ・構造図による 摩擦面の処理方法 標準仕様書7.4.2(1)による ・プラスト処理(表面粗度50μm Rz以上)	(7.3.2)		11 スタッド	21 アンカーボルト等の設置等	構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ※構造図による 構造用アンカーボルトの保持及び埋込み ※適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法 ・構造図による 建方用アンカーボルトの形状及び寸法 ※構造図による 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 厚さ () 種別 ※A種 ・B種			
		設計基準強度 ※18N/mm ² () N/mm ²	(6.14.1)		6 普通ボルト	・すべり試験の実施 ※すべり係数試験 ・すべり耐力試験 試験方法等 ※構造図による すべり試験を実施する場合、標準仕様書7.4.2(1)(4)による摩擦面の確認は、 同一の作業条件のもとで作成した対比試験片により行うこと。	(7.4.2)		12 柱底均しモルタル	22 軽量鋼構造	ボルトの接合部 ※普通ボルト接合 ・構造図による			
		スランプ ※15cm又は18cm () cm	(6.14.1)		7 アンカーボルト	ボルト及びナットの種類 ※標準仕様書 表7.2.3による ・JIS B 1180 (六角ボルト) 及びJIS B 1181 (六角ナット) による ・JIS B 1180 (六角ボルト) 附属書IA (企面) 及びJIS B 1181 (六角ナット) 付属書IA (規定) による	(7.2.3)		13 製作精度	鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準]に加えて、次による 通しダイアグラムの突合せ継手の食い違いの寸法 ※H12報告第1464号第二号イ(2)による ・構造図による アンダーカットの寸法 ※H12報告第1464号第二号イ(3)による ・構造図による 食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・構造図による	7(7.10.3) 7(7.10.3) 7(7.10.3) 7(7.10.3)			
		適用箇所 ※標準仕様書 6.14.1(4)(7)~(h)による ・構造図による	(6.14.1)		8 溶接材料	座金 ※JIS B 1256による ・構造図による ボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※構造関係共通事項(鉄骨標準図) 1-1 線端距離及びボルト間隔 ・構造図による 母屋又は筋線の取付けに使用するボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0mm ・構造図による	(7.2.3)		14 仮組	仮組を行う範囲 ・構造図による	7(7.11.2)			
		流動化コンクリート	(6.15.1)		9 ターンバックル	種類 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト () 建築用ターンバックル鋼 ※割弁式 () ねじの呼び ※構造図による	(7.2.6)		15 溶接作業を行う 技能資格者の 技量付加試験	試験の要領 ※構造図による				
		高流動コンクリート	(6.16.1)		10 打増し厚さ (打増し仕上げ部)	・打増し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ※20mm () mm ・打増し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm ・20mm () mm ・外装タイル面の打増し処理 ※20mm ・床型特用鋼製デッキプレートの梁側面部の打増し処理 プレートが支持される梁の側面について下記の打増しを行う ※10mm ・20mm () mm	(6.8.1)		16 溶接接合	開先の形状 ※構造関係共通事項(鉄骨標準図) 1-2 ・鋼製エンドタブの切断する部分 切断する箇所 ※構造図による 切断する範囲 ・構造図による ・鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から5mmを残して直線状に切断する。 なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。 切断面の仕上げ ※標準仕様書7.6.7(1)(h)(b)②による ・構造図による	7(7.6.3) 7(7.6.4) 7(7.6.7)			
		打継ぎの位置、 ひび割れ誘発目地、 打継目地	(6.6.4)		11 型枠	せき板の材料及び厚さ ※合板 厚さ ※12mm () mm ・メッシュ型枠(使用部位 ※構造図による) ・床型特用鋼製デッキプレート(施工範囲 ※構造図による)	(6.8.2)		17 入熱、バス間温度の 溶接条件	鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ※構造関係共通事項(鉄骨標準図) 1-4 ・構造図による 適用箇所 ※柱、梁、プレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部 ・構造図による	7(7.6.7) 7(7.6.10)			
		13 構造体コンクリートの 仕上げ	(6.2.5)		12 耐震スリット	・断熱材を兼用した型枠材 使用箇所 ※構造図による ・MCR工法用シートの使用 適用箇所 ※構造図による 打増し厚さ ・20mm () mm 打増し範囲 ※構造図による	(6.8.2)		18 溶接部の試験	平12報告第1464号第二号に関する外観試験方法等 (7.6.12) ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による ・抜き取り検査① ・抜き取り検査② JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準]の付則3「溶接」に関する試験方法等 ・JASS 6 付則 6 [突入検査] e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。 完全溶込み部の超音波探傷試験 ・工場溶接の場合 ADQL (%) ※レベルII ・レベルI 前 ・全て ・ 検査水準 ※第6水準 ・ ・工事現場溶接の場合 ※全て	7(7.6.12) 7(7.6.12)			
		14 打増し厚さ (打増し仕上げ部)	(6.8.1)		16 コンクリートの 単位水量測定	実施要領 ※構造関係共通事項 構-2 施工方法等計画書関連等 コンクリートの単位水量測定	(6.8.2)		19 錆止め塗装	塗料の種類 ・耐火被覆材の接合する面の塗装 範囲 ※構造図による ・耐火被覆材の接合する面以外の塗装 範囲 ※標準仕様書 7.8.2(1)(7)~(7)以外 ・構造図による 塗料の種類 ・下記以外の鉄鋼面は、18章[塗装工事]による ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種類 ※As種 () ・耐火被覆材が接合する面の塗料の種類 ()	7(7.8.2.4)			
		15 型枠	(6.8.2)		17 耐震スリット	・垂直スリット 幅 () mm タイプ ※完全 ・部分 ・水平スリット 幅 () mm タイプ ※完全 ・部分 ずれ止め差し筋 ※D10-400φ () 仕様・目地等 ※参照図による	(6.8.2)							

鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート
① コンクリートはJIS認定工場のJIS規格品製品とし施工に関してはJASS5(2015)による。
② セメントは、JIS R5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。
③ 調査計画は、工事開始前に工事監督者の承認を得ること。
④ 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当たる場合は、調査、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監督者の承認を得ること。
⑤ フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(財)国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真(カラー)を保管し承認を得る。
⑥ 測定検査の回数は、通常の場合、1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
⑦ 構造体コンクリートについて、現場の圧縮強度試験供試体は、JASS5T-603を参照し、試験の目的によって適切な養生方法を選択すること。
・圧縮強度の調査管理強度に対する適合性を確認する場合、標準養生を行う。
・型枠取り外し時期を決定する場合、現場水中養生または現場封かん養生を行う。
・寒中コンクリートの初期養生打ち切り時期を決定する場合、現場封かん養生を行う。
また、打ち込み量が150m³を超える場合は、150m³ごとまたは、その端数ごとに1回を標準とする。1回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の運搬車前よりその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、1回当たり6本以上とし、そのうち4通用に3本を用いる。
⑧ ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、コンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート送達士または同等以上の技能を有する者が従事すること。
⑨ なお、打ち込み継続中における打ち継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は15分、25℃以上の場合は120分以内とする。
⑩ 水セメント比の検査、位置、箇所等は、打ち合わせによること。
(2) 鉄筋
① 鉄筋は JIS G3112 の規格品を標準とする。
② 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)(2)」による。
③ D19未満は、すべて重ね継手とする。継手(D19以上)をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
④ ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所に対し(200箇所を超える時は、200箇所ごと)1回行い、1回の試験は3本以上とする。
⑤ その他、溶接継手等による場合は、各工法評定内容がわかる資料を提出の上、監督者の承認を得ること。
⑥ 外観検査 有 無、引張試験 有 無、超音波試験 有 無
⑦ 柱の帯筋(HOOP)の加工方法は、H型(タガ型) W型(溶接型) S型(スパイラル型)とする。仕口部のみタガ型も可とする。

(3) 型枠

① 材料 合板板 12mm を標準とする。

② 型枠存置期間

種類	せき板				支柱			
	基礎、はり側、柱、壁	スラブ下、はり下	スラブ下	はり下	基礎、はり側、柱、壁	スラブ下、はり下	スラブ下	はり下
セメントの種類	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント
養生期間(気温)	2	3	4	6	8	17	28	28
コンクリートの圧縮強度	5 N/mm ²				設計基準強度の50%			
					設計基準強度の85%			
					100%			

注) 1 片持り、庇、スパン9.0m以上のはり下は、工事監督者の指示による。
注) 2 大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。
注) 3 上表以外のセメントを使用する場合は工事監督者の指示による。
注) 4 支保工の支持方法は原則3層受けとするが、工事監督者と協議の上決定すること。

※コンクリート施工計画

- ① 密実に充填する為の打ち込み及び締め固め方法
・打ち込み高さ・速度に注意し、コールドジョイントが出来ないように突き棒振動機を使用して連続に打ち込む。詳細はJASS5(2015)の第7章に準拠し施工計画を行う。
② 打継部分の処理方法
・打ち継ぎ部の形状を軸方向の鉄筋に対して直角になるように打ち止め、打ち継ぎ面のレイタンスや脆弱なコンクリートを取り除き新たに打ち込むコンクリートと一体化するように処理を行う。詳細はJASS5(2015)の第7章に準拠する。
③ 養生方法
・養生期間・温度・外力の影響をJASS5(2015)の第8章に準拠して計画を行う。

鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
(2) 記号
d…異形棒筋の呼び名に用いた数値(径) D…部材のせい、又は鉄筋内法直径
@…間隔 r…半径 e…中心線 lo…部分間の内法距離 ho…部分間の内法高さ
STP…あばら筋 HOOP…帯筋 S. HOOP…補強帯筋

2. 鉄筋加工

(1) 鉄筋の折り曲げ加工

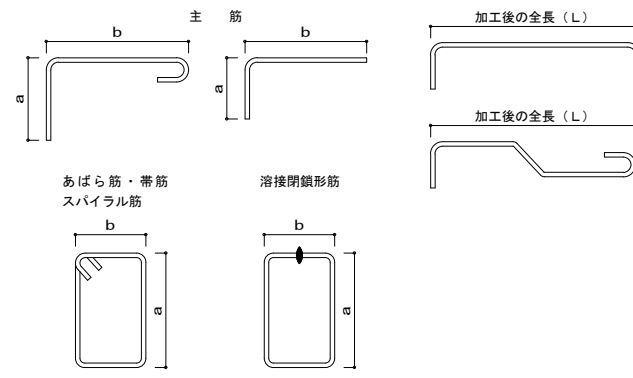
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
	180°	SD295A SD295B SD345	D16以下	3d以上
	135°	SD390	D19~D41	4d以上
	90°		5d以上	
	90°	SD490	D25以下	5d以上
			D29~D41	6d以上

- [注] (1) dは呼び名に用いた数値とする。
(2) スパイラル筋の重ね継手部に90°フックを用いる場合は、余長12d以上とする。
(3) 片持スラブ先端、縦筋の自由端側先端で90°フック又は135°フックを用いる場合は、余長4d以上とする。
(4) スラブ筋、壁筋には、溶接網を除去して丸鋼を使用しない。
(5) 折り曲げ内法直径を上表の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い支障ないことを確認した上で、工事監督者の承認を得る。
(6) SD490の鉄筋を90°を超える折り曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認の上で、工事監督者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

項目	符号	許容差
各加工寸法(1)	D25以下	a, b ±15
	D29以上D41以下	a, b ±20
あばら筋・帯筋・スパイラル筋		a, b ±5
加工後の全長		L ±20

[注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。



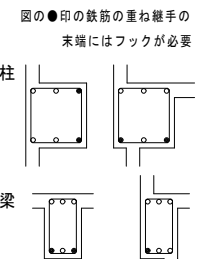
(3) 鉄筋のあき

異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。
異形鉄筋



(4) 鉄筋のフック

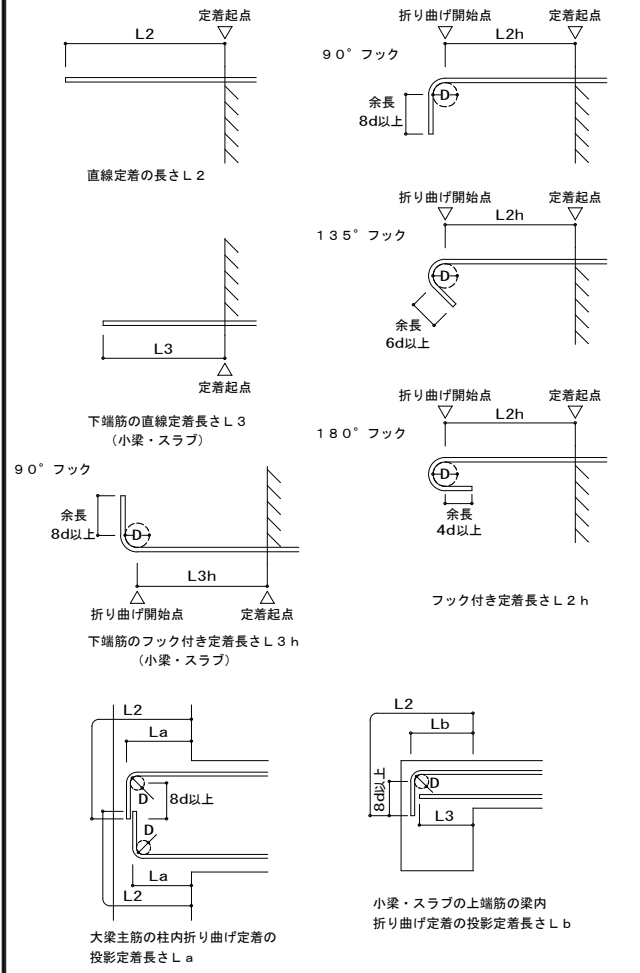
- a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。
a. あばら筋、帯筋、および幅止メ筋
b. 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)
c. 柱、梁(基礎梁は除く)の出すみ部分
および下端の両端にある場合の鉄筋(右図参照)
d. 単純梁の下端筋
e. その他、本配筋標準に記載する箇所



(5) 定着長さ

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)	定着の長さ				
		L2 (フックなし)	L2h (フックあり)	La(3)	Lb	スラブ下端筋
SD295A SD295B	18	40d	30d	20d	15d	L3 (フックなし) L3 (フックあり) L3 (フックなし)
	21	35d	25d	15d	15d	
	24~27	30d	20d	15d	15d	
	30~36	30d	20d	15d	15d	
	39~45	25d	15d	15d	15d	
	48~60	25d	15d	15d	15d	
SD345	18	40d	30d	20d	20d	20d 10d 10d かつ 150以上
	21	35d	25d	20d	20d	
	24~27	35d	25d	20d	15d	
	30~36	30d	20d	15d	15d	
	39~45	30d	20d	15d	15d	
	48~60	25d	15d	15d	15d	
SD390	21	40d	30d	20d	20d	
	24~27	40d	30d	20d	20d	
	30~36	35d	25d	20d	15d	
	39~45	35d	25d	15d	15d	
	48~60	30d	20d	15d	15d	
	24~27	45d	35d	25d	—	
SD490	30~36	40d	30d	25d	—	
	39~45	40d	30d	20d	—	
	48~60	35d	25d	—	—	
	48~60	35d	25d	—	—	

- [注] (1) フック付鉄筋の定着長さL2hは、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。
(2) フック部の折り曲げ内法直径D及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
(3) 梁主筋を柱へ定着する場合、水平定着長さがL2h確保出来ない場合は折り曲げ定着とし、全定着長さをL2以上とするともに、水平投影長さをLa以上とし、余長を8d以上とする。尚、Laの値は原則として柱せいの3/4倍以上(リストに指定がある場合は指定長さ以上)とする。
(4) 耐圧スラブの下端筋の定着長さは一般定着L2とする。



(6) 継手

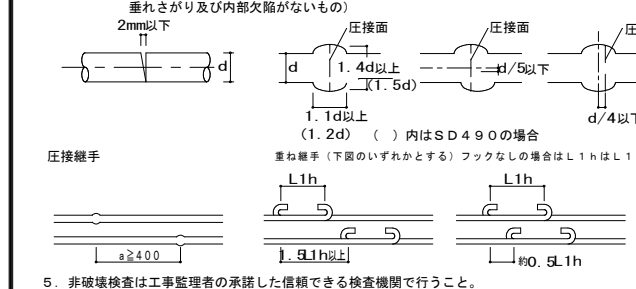
重ね継手

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)	重ね継手長さ	
		L1 (フックなし)	L1h (フックあり)
SD295A SD295B	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24~27	35d	25d
	30~36	35d	25d
	39~45	30d	20d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24~27	40d	30d
	30~36	35d	25d
	39~45	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24~27	45d	35d
	30~36	40d	30d
	39~45	40d	30d
	48~60	35d	25d
SD490	24~27	55d	40d
	30~36	50d	35d
	39~45	45d	35d
	48~60	40d	30d
	48~60	40d	30d

- [注] (1) 表中のdは、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
(2) 直後の異なる鉄筋相互の重ね継手の長さは、細い方のdによる。
(3) フック付き重ね継手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は継手長さに含まない。

重ね継手に関する注意点

- 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
- D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
- 鉄筋径dの差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。
- ガス圧接継手の形状、および継手の配置は数による。
ガス圧接形状(平成12年建設省告示1463号下図のほか、折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れさがり及び内部欠陥がないもの)



(7) かぶり厚さ (単位: mm)

ひびわれ誘発目地部など鉄筋のかぶり、厚さが部分的に減少する箇所についても最小かぶり厚さを確保する。又、耐久性上有効な仕上げのある場合のかぶり厚さの緩和は、外壁および外壁部分に含まれる柱・梁に限定する。

部位	設計かぶり厚さ (mm)		最小かぶり厚さ (mm)	
	屋内	屋外		
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	30	20	
	柱 はり 耐力壁	屋内	40 ⁽¹⁾	30
		屋外	40	30
	擁壁		50 ⁽²⁾	40
土接する部分	柱・はり・床・スラブ・壁	50	40 ⁽⁴⁾	
	基礎・擁壁	70	60 ⁽⁴⁾	

- [注] (1) 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監督者の承認を受けて外壁の屋外に面する部位のみ30mmとすることができる。
(2) 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監督者の承認を受けて外壁の屋外に面する部位のみ40mmとすることができる。
(3) コンクリートの品質および施工方法に応じ、工事監督者の承認を受けて外壁の屋外に面する部位のみ40mmとすることができる。
(4) 軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。
(5) 主筋のかぶり厚さは、主筋径の1.5倍確保すること。

ボーリング柱状図

調査名 令和7年度 公園整備事業 東広島運動公園多目的広場第2グラウンド照明設備修正設計業務

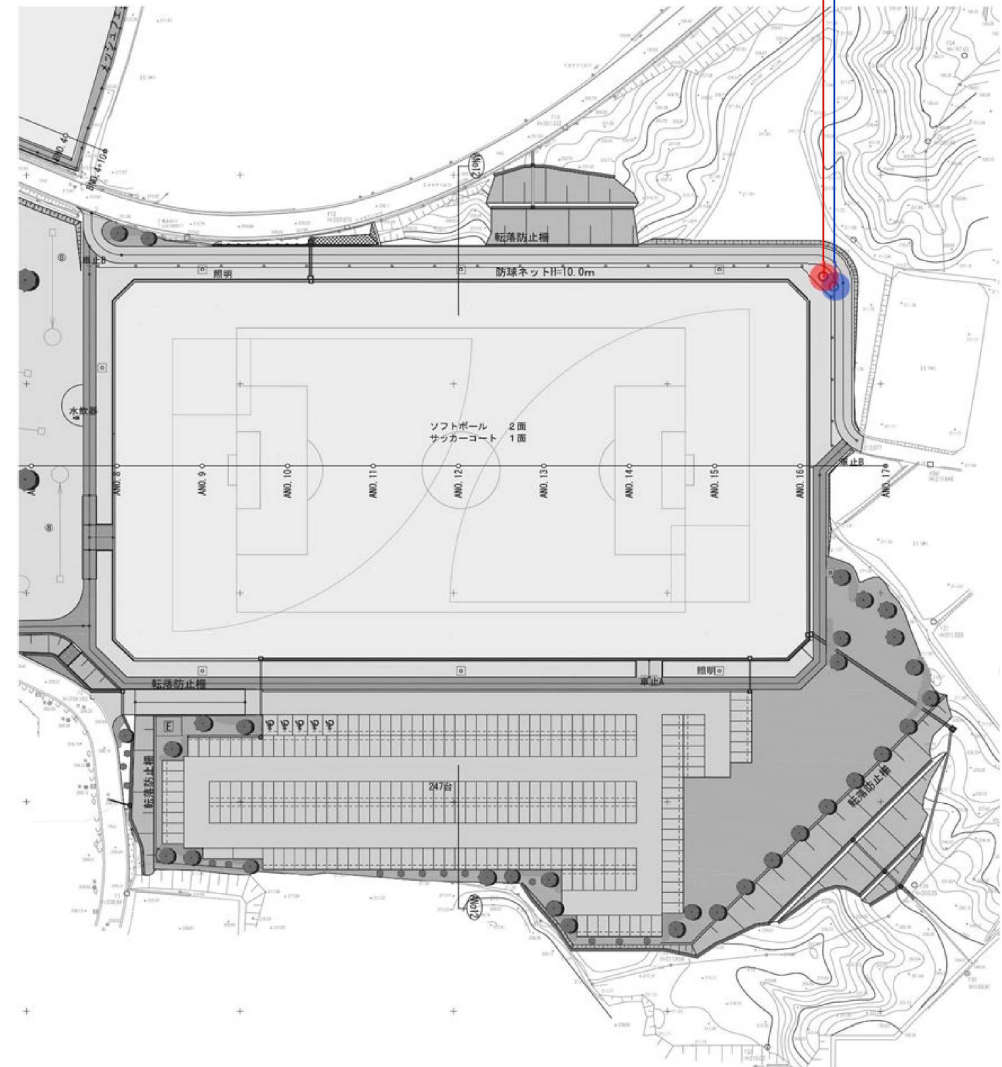
ボーリングNo. _____

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 1		調査位置	広島県東広島市西条町田口		北緯	34° 23' 2.88"		
発注機関	東広島市長		調査期間	令和 7年 9月 8日 ~ 7年 9月 10日		東経	132° 43' 30.98"		
調査業者名	岩水開発株式会社 電話 (086-265-0345)		主任技師	木畑 尚樹	現場代理人	鹿室 僚太	コ ン 定 者	木畑 尚樹	
ボーリング責任者			試 験 機	東邦 D1-C		ハンマー落下用具	自動落下(半自動落下型)		
孔口標高	H=KBM -0.06m	角 上 180° 下 0°	方 向	北 0° 西 90° 東 90° 南 180°	地盤勾配	鉛直 0° 水平 0°		エンジン	ヤンマー TF120V-E
総掘進長	22.50m		ポンプ	東邦 BG-3C					

No.1 H=KBM-0.06m (縁石天端) KBM±0 (縁石天端)



調査位置図

標高 (m)	層厚 (m)	柱状図	土質	色	相対密度	相対稠度	記 事	標準貫入試験		原位置試験 深さ (m)	試験名 および結果	試料採取 深さ (m)	採取方法	室内試験 月 日
								10cmごとの 打撃回数 / 貫入量 (cm)	度 (m)					
1.15	1.00	1.00	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	5	3	12				
1.45	1.00	2.00	粘上泥砂	灰黄色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	5	6	18				
2.15	1.00	3.00	シルト質砂	灰白色	中位の	シルト質砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	7	7	19				
2.45	1.00	4.00	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	3	4	12				
3.15	1.00	5.00	粘上泥砂	灰黄色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	3	7	17				
3.45	2.00	6.00	シルト質砂	灰白色	中位の	シルト質砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	6	7	20				
4.15	1.00	7.00	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	5	7	20				
4.45	1.00	8.00	粘上泥砂	灰黄色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	7	9	26				
4.75	1.00	9.00	シルト質砂	灰白色	中位の	シルト質砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	5	6	19				
5.15	2.00	10.00	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	5	5	14				
6.15	0.50	10.50	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	8	9	27				
6.45	0.50	11.00	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	3	4	13				
6.75	0.50	11.50	砂質粘土	灰黄色	硬い	砂質粘土	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	2	2	7				
7.15	1.00	12.50	シルト質粘土	灰白色	中位の	シルト質粘土	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	2	2	6				
7.45	0.60	13.10	砂質粘土	灰黄色	中位の	砂質粘土	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	12	12	37				
7.75	0.55	13.65	砂質粘土	灰黄色	中位の	砂質粘土	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	7	7	23				
8.15	0.90	14.55	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	3	4	11				
8.45	0.65	15.20	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	11	12	37				
8.75	0.75	15.95	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	10	10	31				
9.15	1.10	17.05	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	13	13	50				
9.45	1.00	18.05	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	5	5	18				
9.75	0.75	18.80	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	20	21	50				
10.15	0.75	19.55	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	3	3	23				
10.45	0.75	20.30	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	14	15	44				
10.75	0.75	21.05	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	15	15	44				
11.15	1.40	11.55	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	14	15	44				
11.45	0.35	12.20	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	3	4	13				
11.75	0.50	12.70	砂質粘土	灰黄色	硬い	砂質粘土	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	2	2	7				
12.15	1.00	13.70	シルト質粘土	灰白色	中位の	シルト質粘土	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	2	2	6				
13.15	0.60	14.30	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	12	12	37				
13.75	0.55	14.85	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	7	7	23				
14.15	0.90	15.75	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	3	4	11				
14.45	0.65	16.40	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	11	12	37				
14.75	0.75	17.15	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	10	10	31				
15.15	1.10	18.25	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	13	13	50				
15.45	1.00	19.25	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	5	5	18				
15.75	0.75	20.00	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	20	21	50				
16.15	0.75	20.75	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	3	3	23				
16.45	0.75	21.50	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	14	15	44				
16.75	0.75	22.25	粘上泥砂	黄褐色	中位の	粘上泥砂	粘土粒の不均一な中～細砂主体。粘土質の塊状構造あり。含水率が多い。	15	15	44				

記事	設計年月日	工事名	令和8年度公園整備事業東広島運動公園	A 1版	100%	図面No
		第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)	A 3版	50%	S-04	
	図面名	ボーリング柱状図	縮尺			

参 考 数 量 書

工事名称：令和 8 年度 公園整備事業

東広島運動公園第二多目的グラウンド`夜間照明設備設置工事(建築)

<注意事項>

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 この参考数量書の内容に疑義のある場合は、設計図書に対する質疑書とは別に、別添様式の「**数量に関する参考質問応答書**」を提出すること。なお、提出期間、閲覧期間及び提出・閲覧方法は、入札公告の質問書提出期間、回答書閲覧期間に掲げる期間及び提出・閲覧方法とする。

数量に関する参考質問応答書

番号	質 問 事 項	回 答
工事名称	令和 8 年度 公園整備事業 東広島運動公園第二多目的グラウンド`夜間照明設備設置工事(建築)	
見積者名	印	
東広島市 都市交通部 営繕課		

工事名称 令和8年度 公園整備事業
東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事(建築)
工事場所 広島県東広島市西条町田口

- 《単価適用年月日》
- ・宮繕工事市場単価 令和8年春号 月単位
 - ・宮繕工事複合単価 令和7年8月号(新労務単価適用版) 月単位
 - ・建設物価 2026-4月号
 - ・積算資料 2026-4月号
 - ・建築コスト情報 2026-4月号(春号)
 - ・建築施工単価 2026-4月号(春号)
 - ・公共工事設計労務単価 (令和8年3月から適用)
 - ・広島県 令和7年～8年度 建設発生土処分先一覧表 (令和8年4月改定)
 - ・広島県 令和7年度 再資源化施設一覧表
 - 【コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊】 (令和8年2月一部改定)
 - ・広島県 令和7年度 再資源化施設一覧表
 - 【建設発生木材】 (令和8年1月一部改定)

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
計				

建築工事 種目別内訳

3

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
躯体工事	1	式		
とりこわし	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

電気設備工事 種目別内訳

4

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備	1	式		
計				

建築工事 科目別内訳

躯体工事						
名	称	数	量	単位	金額	備考
直接仮設		1		式		
土工		1		式		
地業		1		式		
鉄筋		1		式		
コンクリート		1		式		
型枠		1		式		
既製コンクリート		1		式		
ユニット及びその他		1		式		
左官		1		式		
外構改修		1		式		
	計					

建築工事 科目別内訳

とりこわし						
名	称	数	量	単位	金額	備考
解体		1		式		
	計					

建築工事 中科目別内訳

躯体工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
土工		1	式		
計					
地業		1	式		
計					
鉄筋		1	式		
計					
コンクリート		1	式		
計					
型枠		1	式		
計					
既製コンクリート		1	式		
計					
ユニット及びその他		1	式		

建築工事 中科目別内訳

躯体工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計					
左官		1	式		
計					
外構改修		1	式		
計					

建築工事 中科目別内訳

とりこわし					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
解体	解体	1	式		
計					

建築工事 中科目別内訳

発生材処理					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

躯体工事		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
遣方		1	式			別紙 00-0001
墨出し		1	式			別紙 00-0002
養生		1	式			別紙 00-0003
外部足場		1	式			別紙 00-0004
計						

躯体工事		土工				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
鋼矢板山留め壁	III型 パイプロハンマ工法 3ヶ月	1,444	m ²			
根切り	総掘り 自立山留め内	537	m ³			
床付け	総掘り	120	m ²			
埋戻し(B種)	- 発生土	386	m ³			
整地	工事車両等通行部	2,520	m ²			
土工機械運搬	根切り、埋戻し -	1	往復			
計						

建築工事 細目別内訳

躯体工事		地業				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
砂利地業	再生クラッシュ	18	m ³			
捨てコンクリート	Fe15 S15	6	m ³			
コンクリート打設手間	捨てコンクリート ホンパ 打設 30m ³ /回程度 S15～S18 - 圧送費、基本料別途	6	m ³			
コンクリートポンプ 圧送	30m ³ 以上 50m ³ /回未満 基本料金別途加算	6	m ³			
コンクリートポンプ 圧送 基本料金	30m ³ 以上 50m ³ /回未満	1	回			
計						

建築工事 細目別内訳

躯体工事		鉄筋				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
鉄筋コンクリート用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295 D13	2.4	t			
鉄筋コンクリート用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295 D16	5.5	t			
鉄筋コンクリート用 異形棒鋼	JIS G3112 SD345 D22	4.7	t			
鉄筋加工組立	RC壁式構造 階高2.8m程度 形状単純	12.1	t			
鉄筋運搬費	10 t 車 30km程度	12.1	t			
スクラップ 控除		1	式			別紙 00-0005
計						

躯体工事		コンクリート				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
基礎コンクリート	Fe21 S15	127	m ³			
コンクリート打設手間	基礎部 ボンプ打設 100m ³ /回以上 S15~S18 - 圧送費、基本料別途	127	m ³			
コンクリートボンプ 圧送	100m ³ /回以上 基本料金別途加算	127	m ³			
コンクリートボンプ圧送 基本料金	100m ³ /回以上	2	回			
温度補正	Fe21-Fe24 S15	127	m ³			
計						

躯体工事		型枠				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
型枠	普通合板型枠 - 基礎部	256	m ²			
型枠運搬費	10 t 車 30km程度 往復	256	m ²			
計						

建築工事 細目別内訳

20

躯体工事		既製コンクリート				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
コンクリートボール	溶接式 22-24-15(材工共) スロープ設置, 仮固定くさび, モルタル打設共	16	本			
継柱溶接費	溶接検査費含む(材工共)	16	本			
塗装費	(材工共)	16	本			
足場ボルト	無塗装・亜鉛メッキ(材工共)	640	本			
防護マット	H=2,000 t=40(材工共)	16	か所			
運搬費	搬入・荷卸しクレーン含む	1	式			
ラフクレーン (油圧伸縮ジブ型)	25t吊り トラクタ付き 賃料 標準	8	日			
計						

建築工事 細目別内訳

21

躯体工事		ユニット及びその他				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
防球ネット 撤去・復旧工事	3箇所	1	式			別紙 00-0006
計						

躯体工事 左官						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
コンクリート金コテ仕上げ		19.6	m ²			
計						

躯体工事 外構改修						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
アスファルト舗装	密粒度アスコン t=40 路盤RC-40 t=150	15.3	m ²			
脱色アスファルト舗装	脱色アスファルト混合物 t=30 路盤RC-40 t=150	32	m ²			
縁石A	120*120*600	39.9	m			
縁石B	150/190*200*600	5.7	m			
芝張り	野芝 へタ張り -	152	m ²			
給水・耐衝撃性ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 40A	5.7	m			
埋設標識シート	シングル(W)150	5.7	m			
計						

とりこわし		解体		解体		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
カッター入れ	舗装	117	m			
アスファルト舗装B 撤去	密粒度アスコン t=40 路盤共	2.9	m3			
脱色アスファルト舗装	脱色アスファルト混合物 t=30 路盤共	5.8	m3			
緑石A	120*120*600 砕石・モルタル共	1.3	m3			
緑石B	150/190*200*600 砕石・モルタル共	0.3	m3			
芝生 撤去		4.6	m3			
給水管 撤去	40H HIVP 地中配管	1	式			別紙 00-0007
計						

発生材処理		発生材処理		運搬		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホり0.28m3 無筋コンクリート類 DID区間無し 19.0km以下	10.3	m3			
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 バックホり0.13m3 石こうボード類 DID区間無し 17.0km以下	0.1	m3			
建設発生土運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホり0.28m3 土砂 DID区間無し 10.0km以下	156	m3			
計						

躯体工事		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
遣方		1	式			別紙 00-0001
遣方	一般	108	m ²			
計						
墨出し		1	式			別紙 00-0002
墨出し	小規模 RC・SRC造 地下階	108	m ²			
計						
養生		1	式			別紙 00-0003
養生	一般 RC・SRC造 地上階	108	m ²			
計						
外部足場		1	式			別紙 00-0004
地足場	賃料 架払い手間 維持管理費 4か月 運搬費共	108	m ²			
計						

躯体工事		鉄筋				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
スクラップ 控除		1	式			別紙 00-0005
スクラップ		▲0.3	t			
計						

躯体工事		ユニット及びその他				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
防球ネット 撤去・復旧工事	3箇所	1	式			別紙 00-0006
補強材 新設	139.8φ×4.5t L=10,000 (材料費)	3	本			
自在バンド	4BD-HE-17(材料費)	6	か所			
マッセンジャーワイヤ-38sq	(材料費)	120	m			
巻付ケーブル 38sq用	(材料費)	48	か所			
ガンハックル	両アイ 16ミ(材料費)	48	か所			
割シヤトル	(材料費)	48	か所			
ポリロープ	4φ ネット取付用(材料費)	600	m			
ネット撤去費	ビーム取付含む(施工費)	1	式			
ネット復旧	(施工費)	1	式			
高所業者	12m級	4	日			
ラフレックレーン (油圧伸縮シヤトル型)	10t吊り オペレータ付き 賃料 標準	1	日			
材料運搬費		1	式			
計						

とりこわし		解体				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
給水管 撤去	40H H1VP 地中配管	1	式			別紙 00-0007
配管 切断	40H H1VP	2	か所			
配管工事 撤去	40H H1VP	5.7	m			
計						

電気設備		電灯設備		電灯分岐		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
電線管		1	式			別紙 00-0008
耐衝撃性 硬質ビニル管 (HIVE)	露出配管 16mm	16	m			
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管 (GLT)	(36) -	6	m			
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管 (GLT)	(42) -	4	m			
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管 (GLT)	(54) -	22	m			
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管 (GLT)	(70) -	10	m			
異種管接続材	FEP30	3	個			
異種管接続材	FEP40	2	個			
異種管接続材	FEP50	11	個			
異種管接続材	FEP65	5	個			
計						
接地工事		1	式			別紙 00-0009
接地極 (銅覆鋼棒打込式)	14φ × 1.5m ~ 2連	8	か所			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
カラーコーン	5か月	307	個			
コンパネ	5か月 L=2000	263	本			
鉄板敷き	敷鉄板 設置・撤去・運搬共 1524×6096×22mm - 場内通路 5ヶ月	358	m ²			
交通誘導警備員B	5か月	60	人			
工事中情報共有システム		1	式			
計						